

第2期八千代町子ども・子育て支援事業計画

～ 地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち ～

(案)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	3
第2章 八千代町の子どもと家庭を取り巻く現状.....	4
1 人口と世帯の状況.....	4
2 婚姻・出産等の状況	8
3 就業の状況.....	11
4 教育・保育事業の状況	13
5 アンケート調査	17
6 第2期計画における主要課題.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	34
3 計画の体系.....	35
4 八千代町の児童数の将来推計.....	36
5 教育・保育提供区域の設定	37
第4章 幼児期の教育と保育の充実	39
1 1号認定【3-5歳】	41
2 2号認定【3-5歳】	42
3 3号認定【0-2歳】	44
第5章 子ども・子育て支援の展開	48
1 地域子ども・子育て支援事業.....	48
2 八千代町の次世代育成支援に向けた取り組み	62

第6章 計画の推進	75
1 計画の推進体制	75
2 教育・保育の提供にあたって	75
3 計画の進行管理	76

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

▶子ども・子育て支援新制度創設の背景

急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、我が国では、子どもと保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

■子ども・子育て支援新制度の目指すところ

 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

▶子どもと子育て家庭を取り巻く現実

しかしながら、現実を目を向けると、国内の経済状況は一時期より好転したものの、非正規雇用問題は特定の年代に残存しつづけているほか、解消しない待機児童の問題などにより、本来の希望する働き方や結婚や出産をあきらめる人もいます。さらに、子育て家庭をみても、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人は少なくありません。

そのため、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の早期着手、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

▶八千代町における子ども・子育て支援事業計画の策定と施策の推進

本町では、平成27年3月に「八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要な教育・保育の提供体制の確保と、子育て家庭それぞれの状況に応じた子育て支援を進めてまいりました。さらに、平成29年度においては、より実状に即した事業展開等を図るため、中間見直しを行いました。

この度、第1期計画期間の終了に伴い、第1期計画の到達点を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、「第2期八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画のもと、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進します。

2 計画の期間

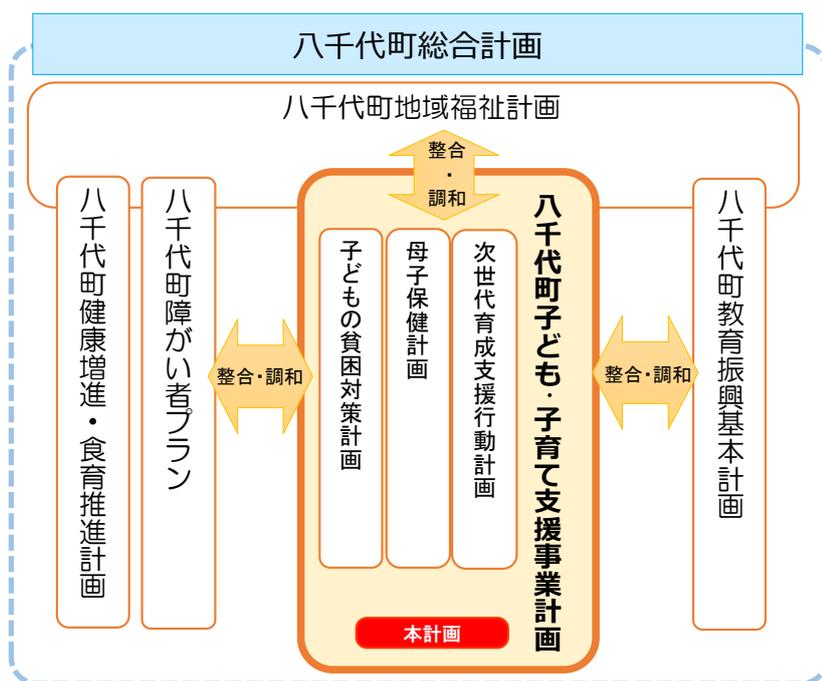
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

▶ 令和2年度から令和6年度【5年間】

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」「子どもの貧困対策計画」の内容も含めた計画です。

策定にあたっては、本町のまちづくりの最上位の計画である総合計画をはじめ、障がい者プラン（障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、健康増進・食育推進計画、教育振興基本計画等の関連する他の計画との調和を図りました。



なお、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定の義務づけにより、市町村が任意に策定する計画となりましたが、本町では次世代育成支援に係る主要施策についても引き続き盛り込んでいます。

さらに、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行を受け、地域の状況に応じた取り組みが求められていることから、本町では子どもの貧困対策に係る施策の内容も本計画に含めました。

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

計画策定にあたり、市町村の子ども・子育て支援施策が地域の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町では、保護者や事業主及び労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関し学識経験のある方で構成する「八千代町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査

子育て家庭における保護者の就労状況や保育等のサービスの利用状況及びニーズの把握、地域の子育て支援に関する実情や意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査実施しました。

■調査の実施概要

	①就学前児童調査	②小学生調査
調査対象	本町在住のすべての就学前児童の保護者 (2人以上の就学前児童がいる家庭については、年少児を優先して対象児児童として抽出し、1家庭に1部配布。)	児童クラブ利用児童の保護者及び利用していない児童の保護者から無作為抽出
調査方法	・町内の各認定こども園、幼稚園、保育園を通じて、配布・回収(町外保育園在園児は郵送により、配布・回収) ・児童が就園していない世帯には、郵送による配布・回収	・児童クラブ利用児童の保護者には、各児童クラブを通じて配布・回収 ・児童クラブを利用していない児童の保護者には、郵送により配布・回収
実施時期	平成30年12月	

■配布回収の結果

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童調査	707件	513件	72.6%
②小学生調査	475件	270件	56.8%

(3) パブリックコメント

「八千代町子ども・子育て会議」で審議された計画案については、令和2年1月24日から令和2年2月6日まで、町のホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

第2章 八千代町の子どもと家庭を取り巻く現状

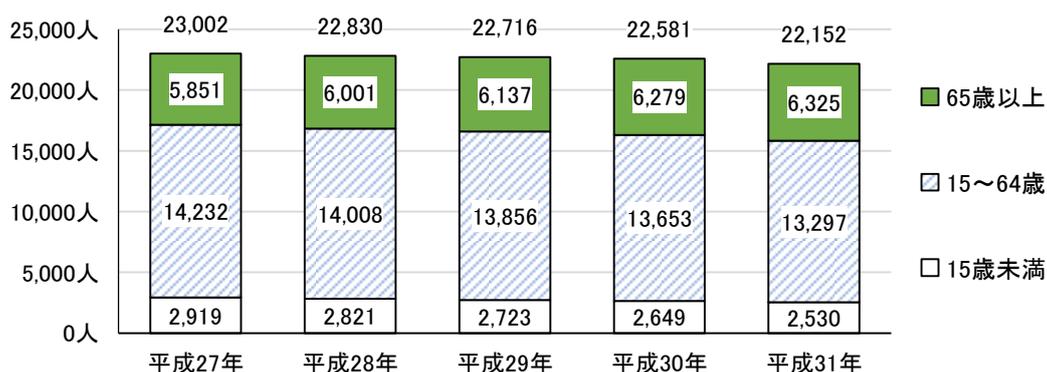
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

平成27年から本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の人口は22,152人となっています。

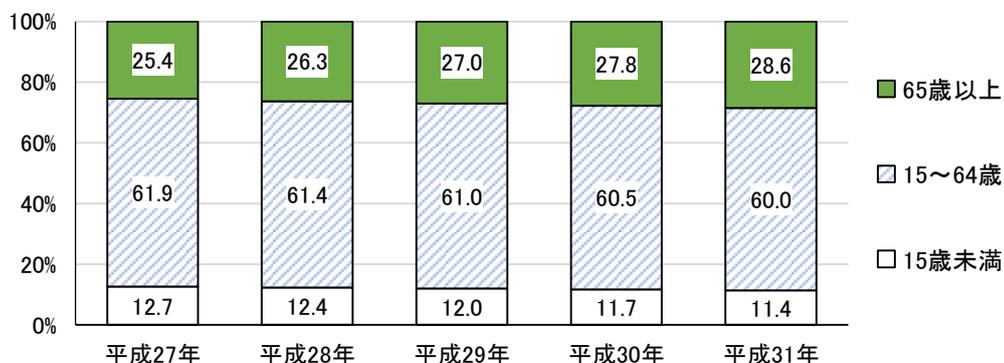
年齢3区分人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口割合、15歳未満の年少人口はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進展している状況があらわれています。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口構成比の推移

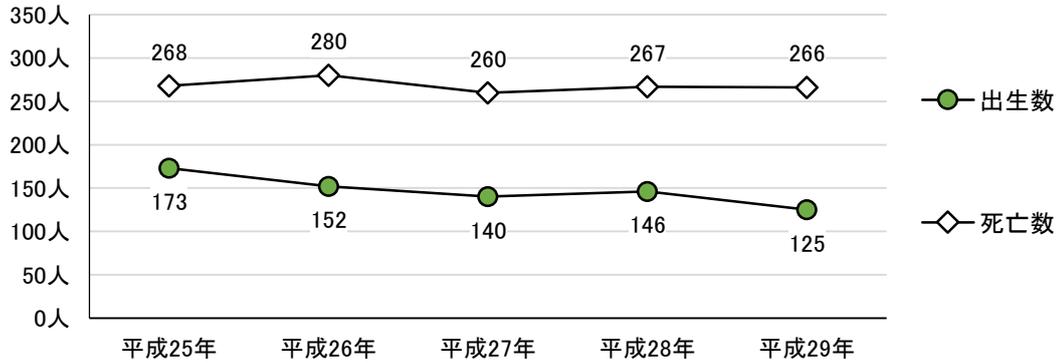


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

■出生数及び死亡数の推移

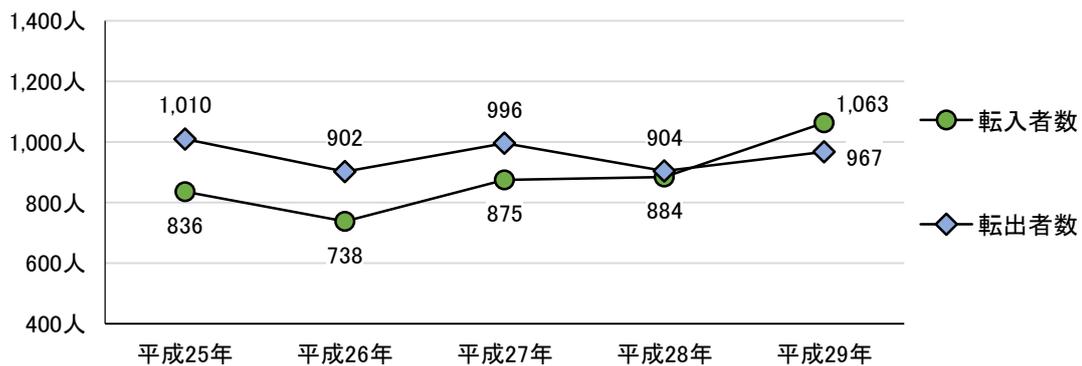


資料：茨城県人口動態統計

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いていましたが、平成29年では転入者が増加したことにより自然増に転じました。

■転入者数及び転出者数の推移



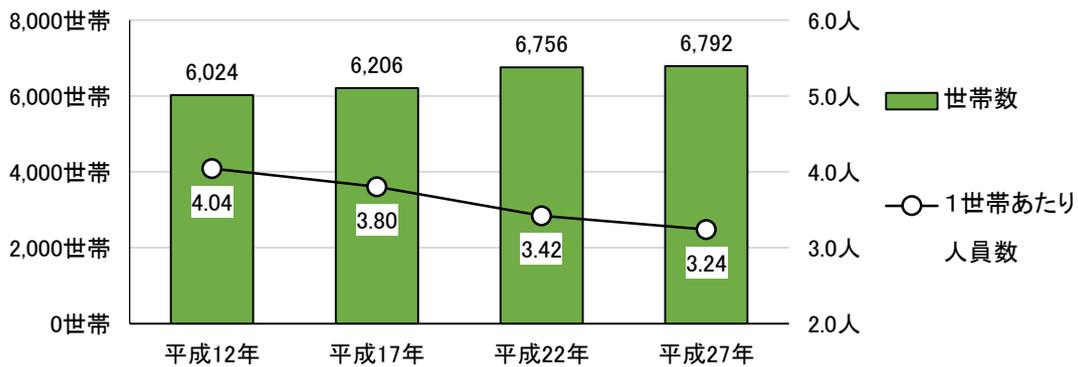
資料：茨城県人口動態統計

(4) 世帯数

本町の世帯数の推移をみると、平成12年から一貫して増加傾向にあり、平成27年には6,792世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進展している状況があらわれています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



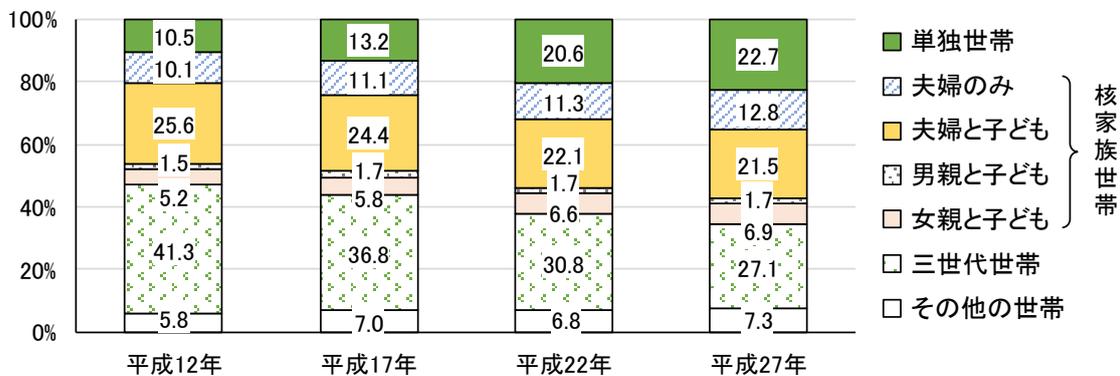
資料：国勢調査

(5) 世帯類型

本町の世帯類型の構成をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯の割合が年々増加しており、単独世帯の割合は、15年間で12.2ポイント上昇しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯の割合が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

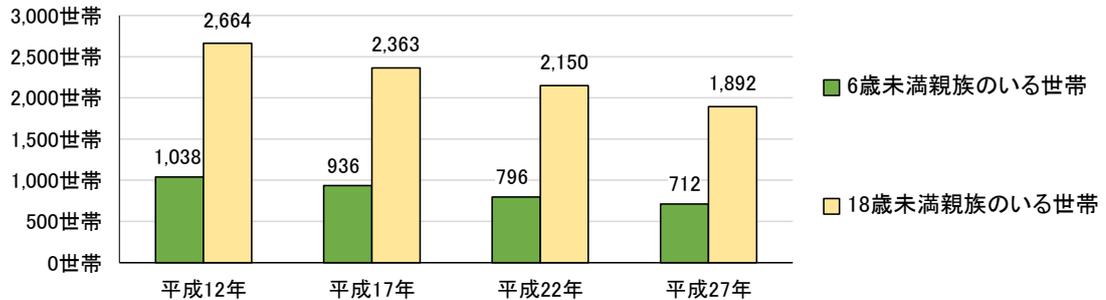


資料：国勢調査

(6) 子どものいる世帯数

本町の子どもがいる世帯数の推移をみると、近年、減少傾向にあり、平成27年では6歳未満親族のいる世帯は712世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,892世帯となっています。

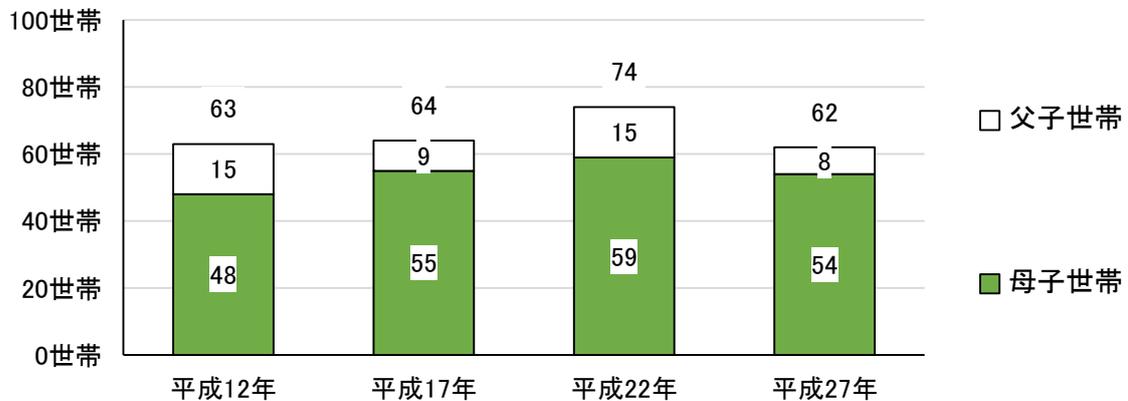
■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯については増加傾向にありましたが、平成27年では減少に転じ、母子世帯54世帯、父子世帯8世帯の計62世帯となっています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

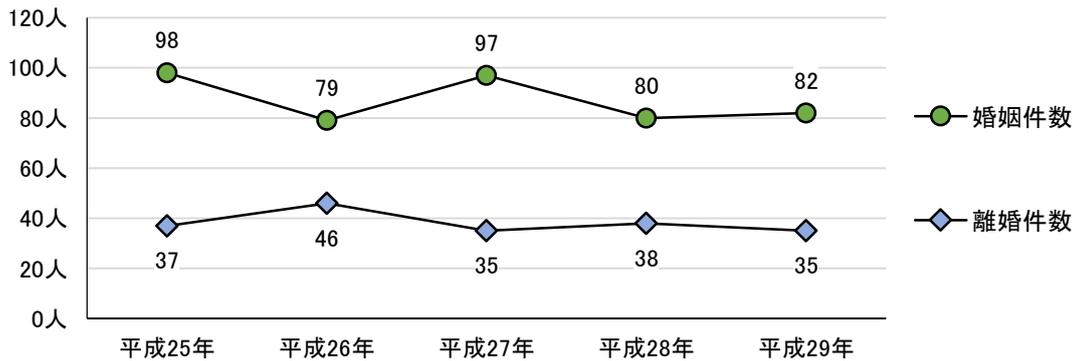
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、増加と減少を繰り返して推移しており、平成29年では82件となっています。

また、離婚件数は、近年減少から横ばいで推移し、平成29年では35件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



資料：茨城県人口動態統計

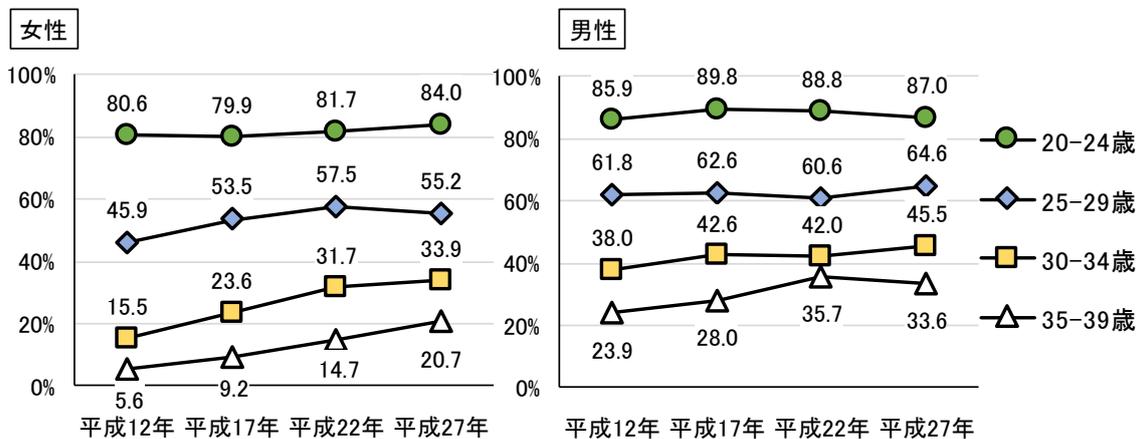
(2) 未婚率

未婚率については、男女ともに低い年代ほど高く、高い年代ほど低くなっています。

女性では、30代の未婚率の増加傾向が目立っており、15年間で30～34歳では18.3ポイント増、35～39歳では15.1ポイント増となっています。

男性については、各年代の未婚率は女性よりも高い水準にある中で、35～39歳については15年間で9.7ポイント増となっています。

■未婚率の推移

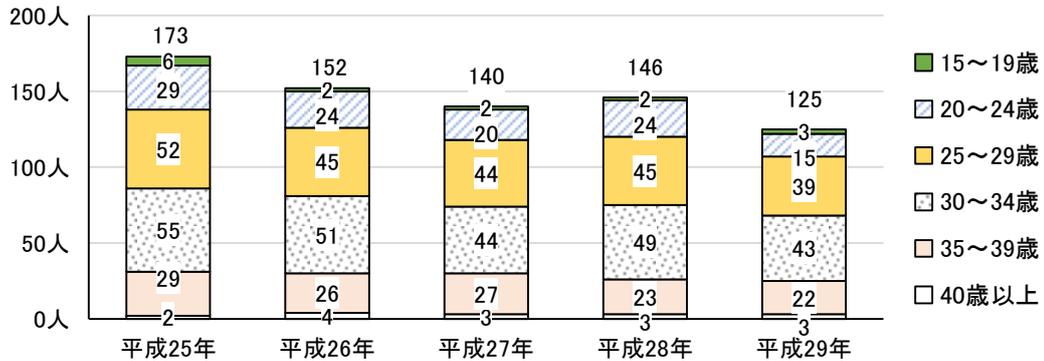


資料：国勢調査

(3) 出生数

本町の出生数は、減少傾向にあり、平成29年では前年から21人減の125人となっています。母親の年齢別出生数をみると、いずれの年齢層においても出生数は減少傾向にあります。

■ 母親の年齢別出生数の推移



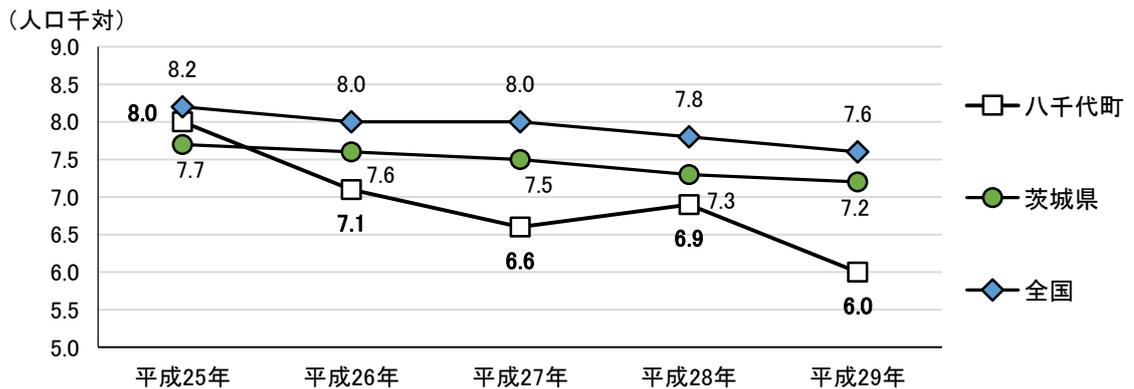
資料：茨城県保健福祉統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 出生率

① 出生率の推移

本町の出生率は減少傾向にあり、平成26年以降は、いずれの年も全国と茨城県の数値を下回っています。

■ 出生率の推移



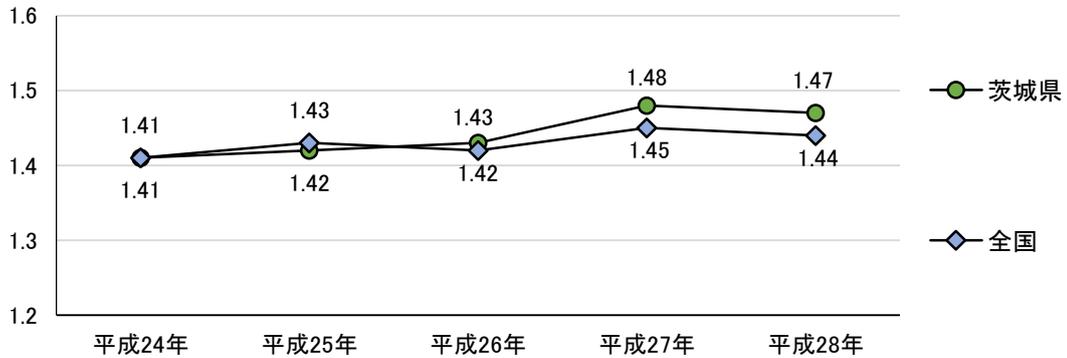
資料：茨城県人口動態統計

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの（人口千対）。

② 合計特殊出生率の推移

全国と茨城県の合計特殊出生率の推移をみると、平成25年においては全国の数値が県を上回っていますが、それ以外の年についてはいずれも茨城県が、全国の数値を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



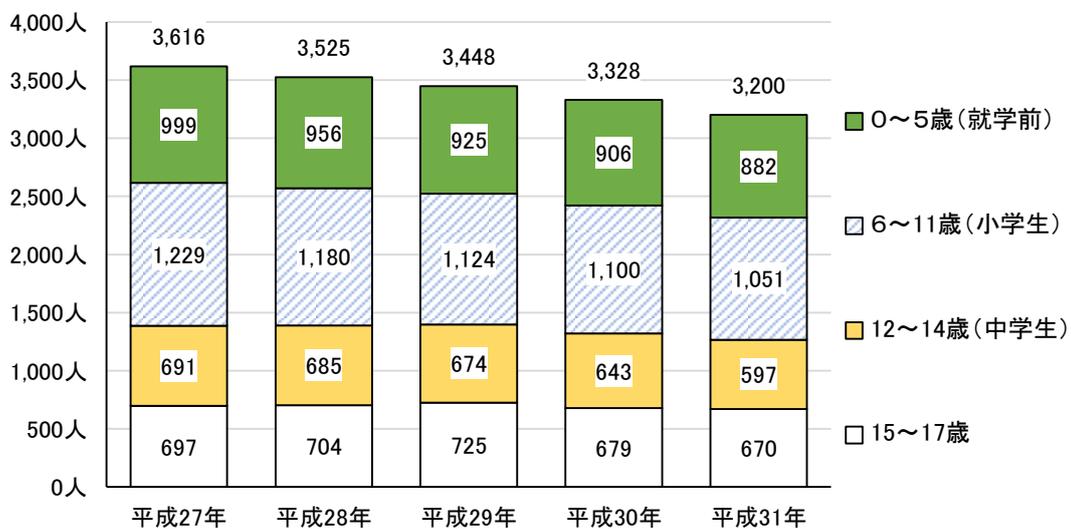
資料：人口動態統計

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(5) 児童数

本町の18歳未満の児童数は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で3,200人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は882人、6～11歳の小学生児童数は1,051人、12～14歳の中学生児童数は597人、15～17歳の児童数は670人となっています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

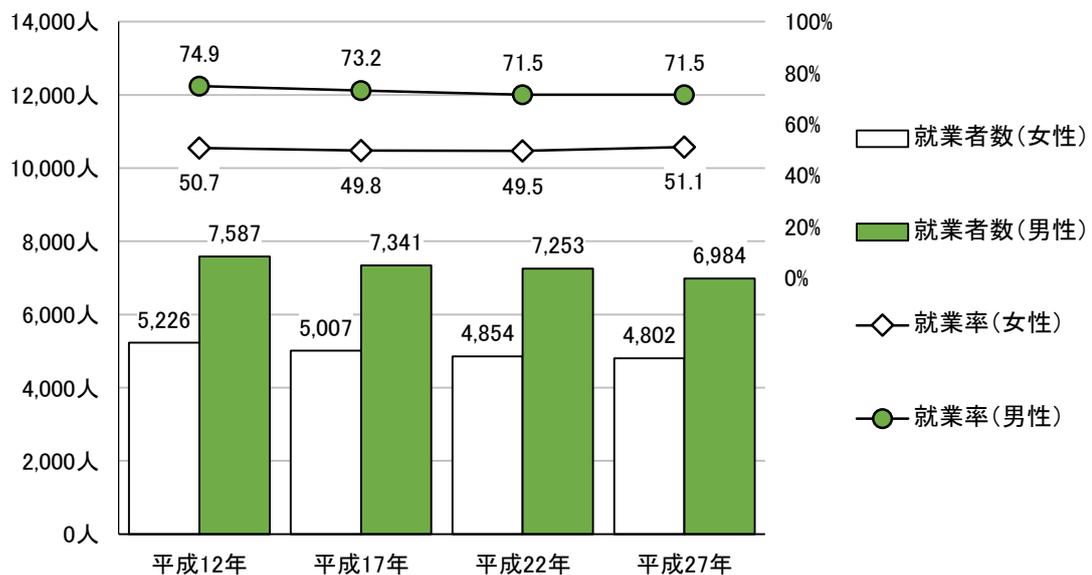
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数は、女性、男性いずれも減少傾向にあり、平成27年では女性が4,802人、男性が6,984人となっています。

また、就業率については、男性は減少から横ばいの傾向にありますが、女性は平成27年に増加に転じ、51.1%となっています。

■就業者数の推移



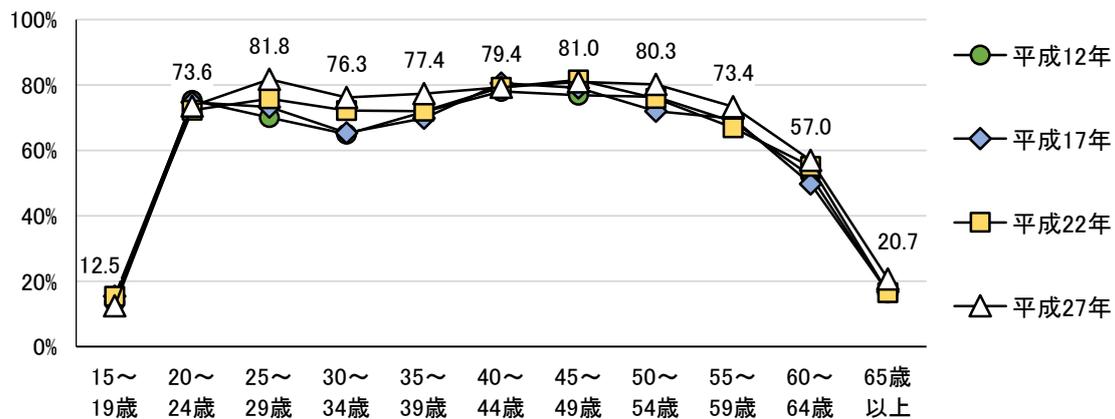
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率をみると、男性は女性よりも高い水準で変化がみられない中で、女性は増加傾向がうかがえ、働く女性の割合が増えている状況があらわれています。

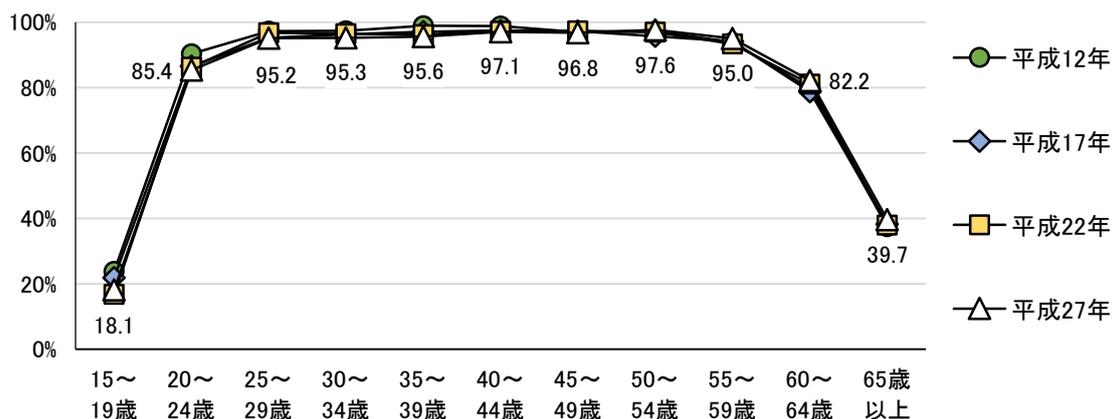
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっていきます。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

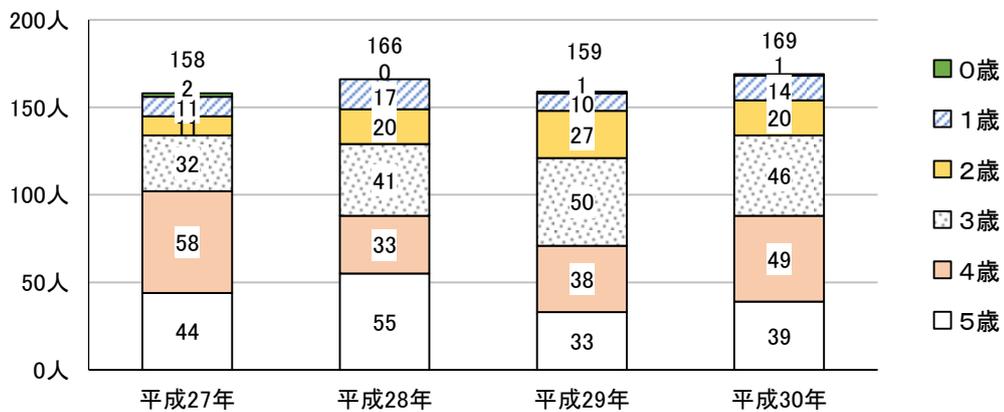
(1) 幼保連携型認定こども園在園者数

本町の幼保連携型認定こども園は、私立が1か所あり、在園者数は一定の水準で推移しており、平成30年では169人となっています。

■ 幼保連携型認定こども園の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員	180人	180人	180人	180人	180人

<在園児童数>



※広域入所受入を含む

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

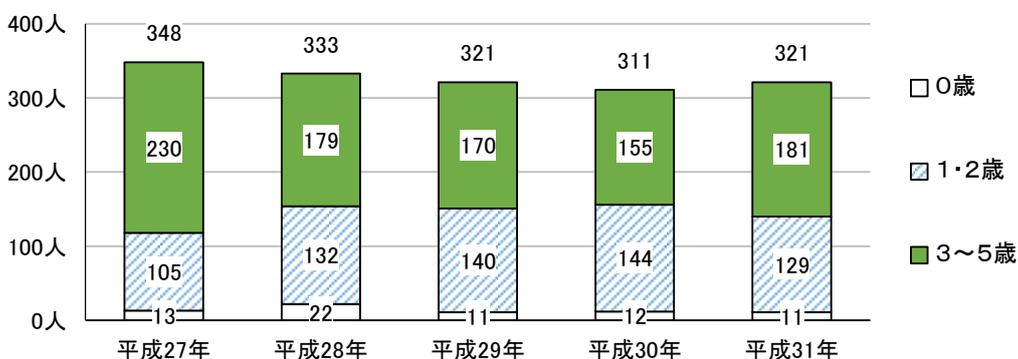
(2) 認可保育所入所児童数

本町の認可保育所は、私立が5か所あり、入所児童数（広域入所含む）はほぼ横ばいで推移しています。平成31年では、0歳が11人、1・2歳が129人、3～5歳が181の計321人となっています。

■町内の認可保育所の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
定員	350人	350人	350人	340人	340人

<在所児童数>



※広域入所受入を含む

資料：八千代町福祉課調べ（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園（認定こども園（幼稚園型）を含む）在園者数

本町の幼稚園は、私立が3か所あり、在園者数は平成28年以降横ばいで推移しています。平成30年では、3歳児が136人、4歳児が135人、5歳児が140人の計411人となっています。

■町内幼稚園の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
定員	485人	485人	485人	485人	485人

<在園児童数>



※広域入所受入を含む

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

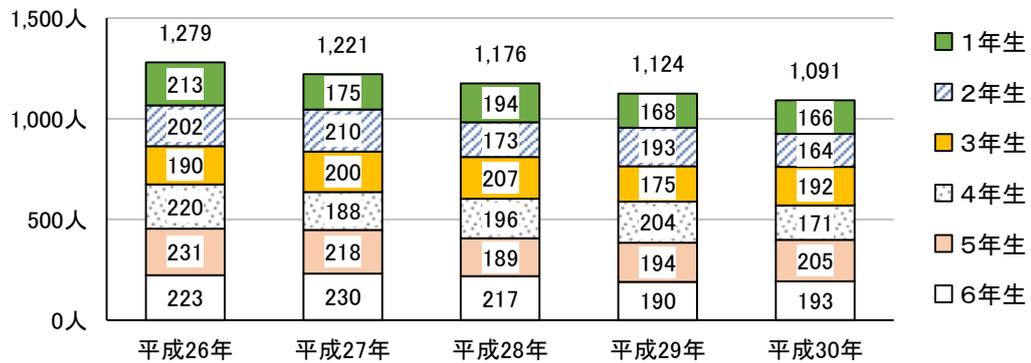
(4) 小学校児童数

本町には小学校は5校あり、児童数は減少傾向で推移しており、平成30年では1,091人となっています。

■町内の小学校の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数	5校	5校	5校	5校	5校
学級数	56学級	54学級	54学級	54学級	53学級

<在校児童数>



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

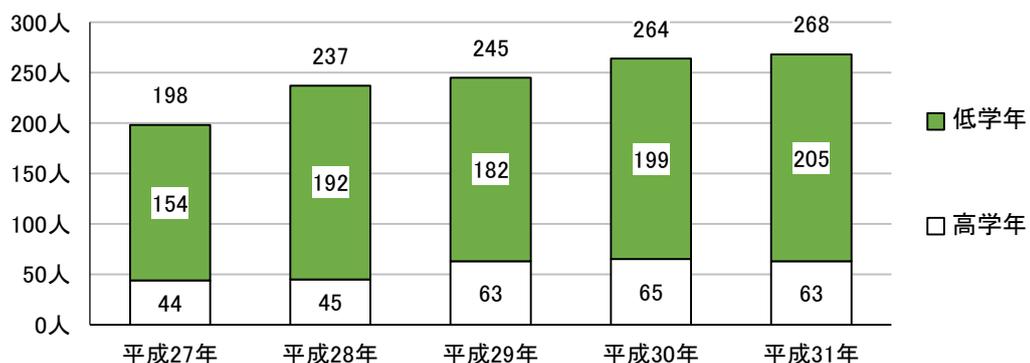
(5) 放課後児童クラブの利用登録者数

本町の放課後児童クラブの利用登録者数は年々増加しており、平成30年以降は定員を上回っており、平成31年では268人となっています。

■放課後児童クラブの状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
クラブ数	8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ
定員	248人	248人	248人	258人	258人

<利用登録児童数>



資料：八千代町福祉課調べ（各年5月1日現在）

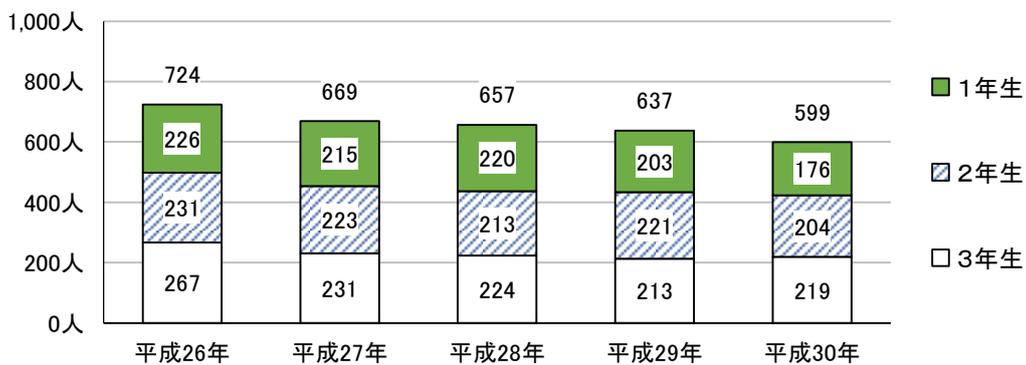
(6) 中学校生徒数

本町に中学校は2校あり、生徒数は減少傾向で推移しており、平成30年では599人となっています。

■中学校の生徒数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数	2校	2校	2校	2校	2校
学級数	27学級	24学級	26学級	26学級	27学級

<在校生徒数>



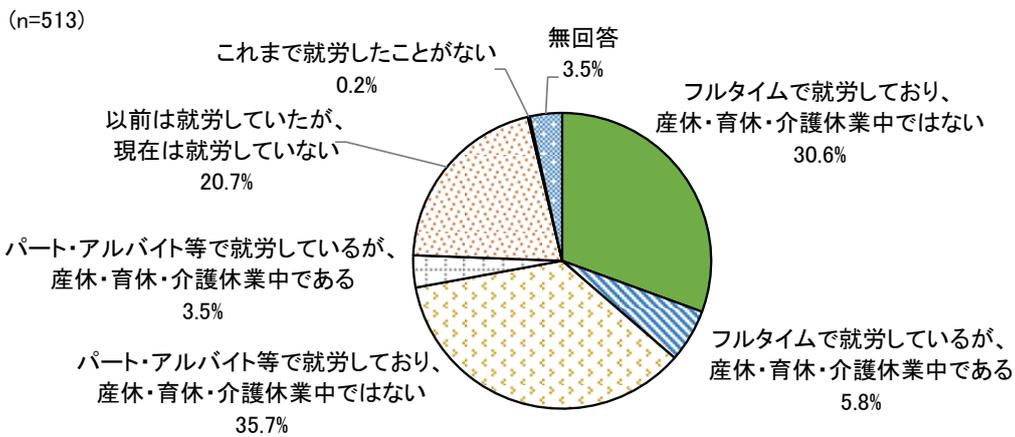
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査

(1) 母親の就労状況【就学前児童】

- 就学前児童の母親の現在の就労状況は、フルタイム就労が36.4%、パート・アルバイト就労が39.2%となっており、そのうちの9.3%は産休・育休取得中です。
- 就労していない人は、20.9%となっています。
- 現在就労していない母親の6割近くが就労を希望しています。

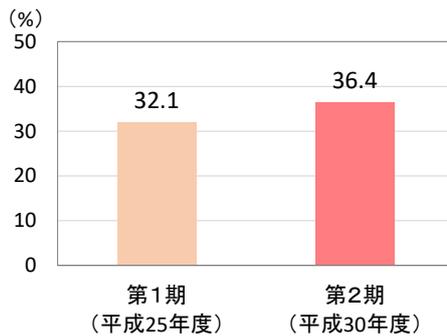
宛名のお子様の保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。



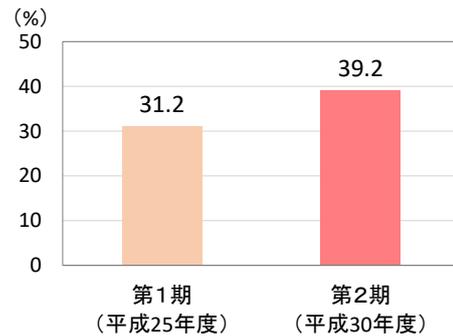
【 前回調査との比較 】

◎5年前の前回と比べて、フルタイム就労の割合は4.3ポイント、パート・アルバイト就労は8.0ポイント、産休・育休・介護休業中の割合は1.6ポイント増加しました。

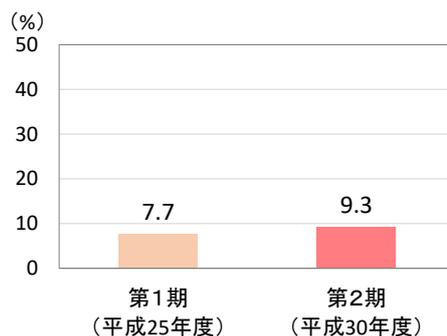
<フルタイム就労>



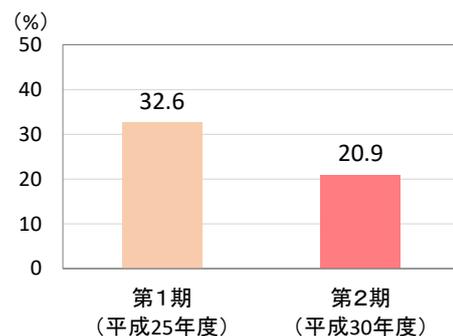
<パート・アルバイト就労>



<産休・育休・介護休業中>



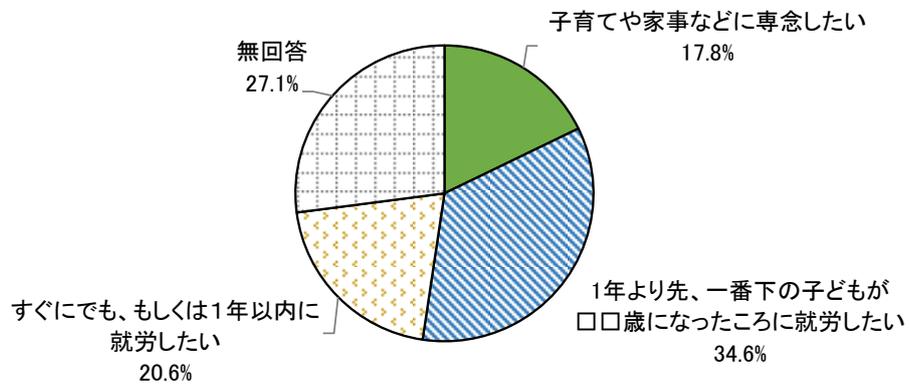
<※就労してない>



●現在就労していない母親のうち、6割近くが就労を希望しています。

【就労していない母親】就労したいという希望はありますか

(n=107)

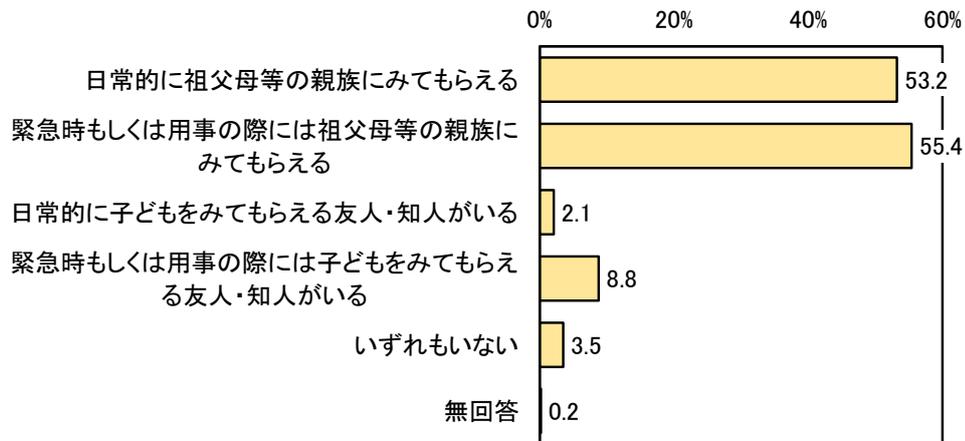


(2) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童】

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.4%で最も多く、以下、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.2%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が8.8%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が2.1%となっています。
- 一方、3.5%は「いずれもない」と回答しています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（あてはまるものすべてに○）

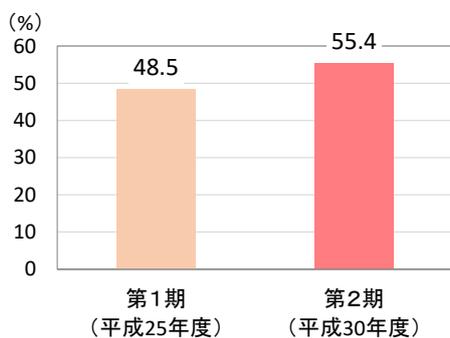
(n=513)



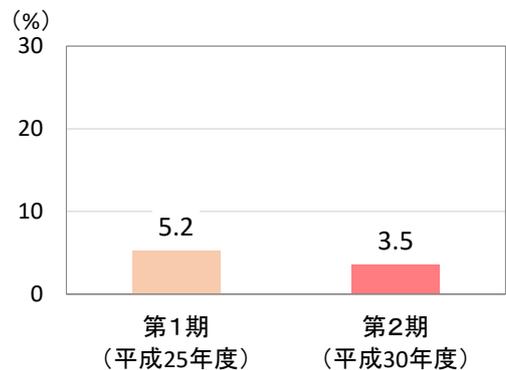
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる」割合は6.9ポイント増加し、子どもを預かってもらえる親族・友人・知人「いずれもない」割合は1.7ポイント減少しました。

<日常的に祖父母等の親族にみてもらえる>



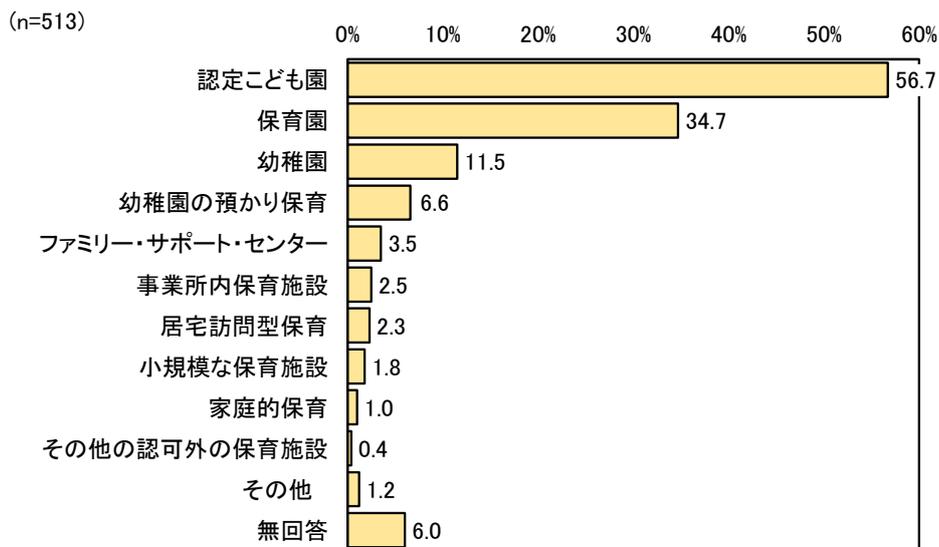
<いずれもない>



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望【就学前児童】

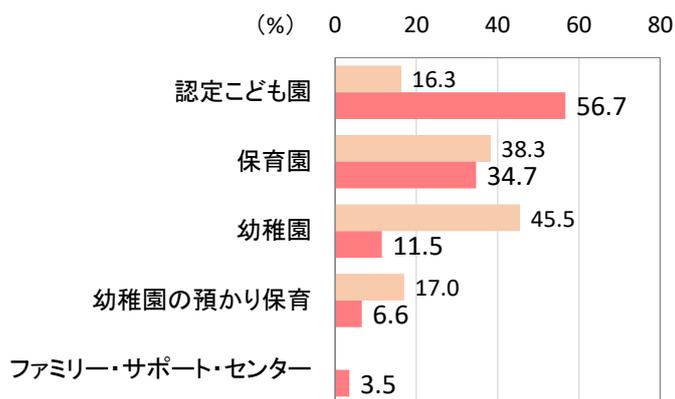
●今後定期的に利用したい事業は、「認定こども園」が56.7%で最も多く、以下、「保育園」が34.7%、「幼稚園」が11.5%、「幼稚園の預かり保育」が6.6%、「ファミリー・サポート・センター」が3.5%などとなっています。

平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「認定こども園」が40.4ポイント増で増加幅が目立つ一方、「幼稚園」は34.0ポイントの減少となりました。

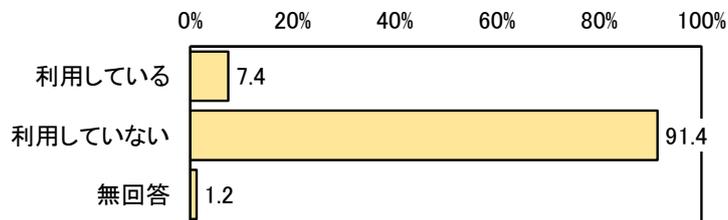


(4) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向【就学前児童】

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用している」が7.4%、一方、「利用していない」が91.4%と大半を占めています。
- 就学前児童の保護者の、そのような地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が72.3%で最も多く、以下「利用していないが、今後利用したい」が18.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が2.9%となっています。

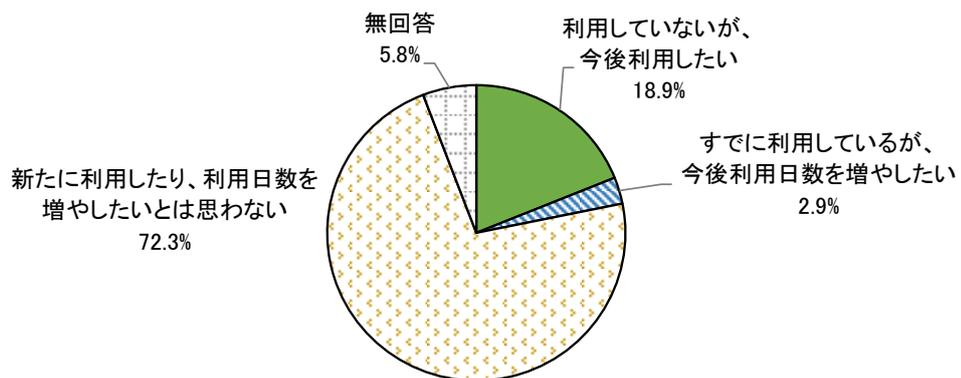
現在、地域子育て支援センター事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているか

(n=513)



地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うか

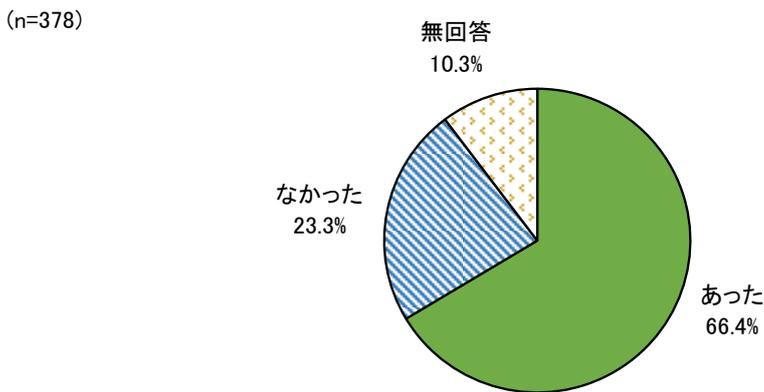
(n=513)



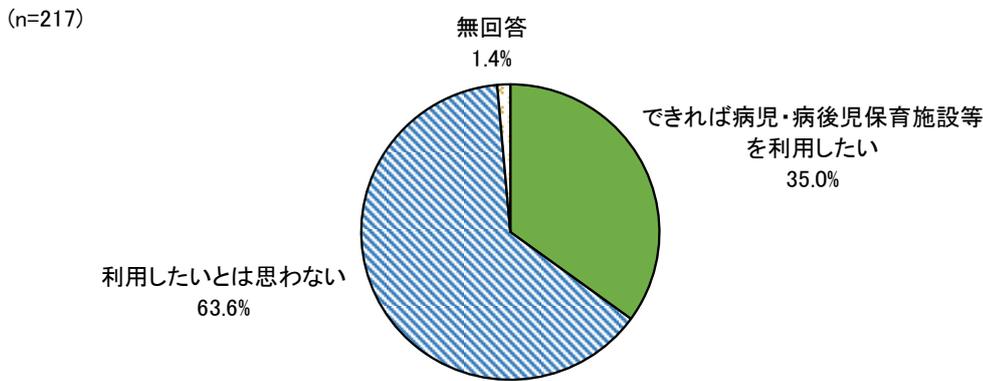
(5) 子どもが病気の時の一時的な保育【就学前児童】

- 就学前児童の保護者で、平日の教育・保育事業を利用している方のうち、子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」人は66.4%を占めています。
- その際の対処方法として、父母のいずれかが休んだ人のうち、35.0%は「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しました。

【教育・保育事業を利用している方】
 → 子どもが病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかったことはあったか



【あった⇒父母のいずれかが休んで対処した方】
 → その際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかったか



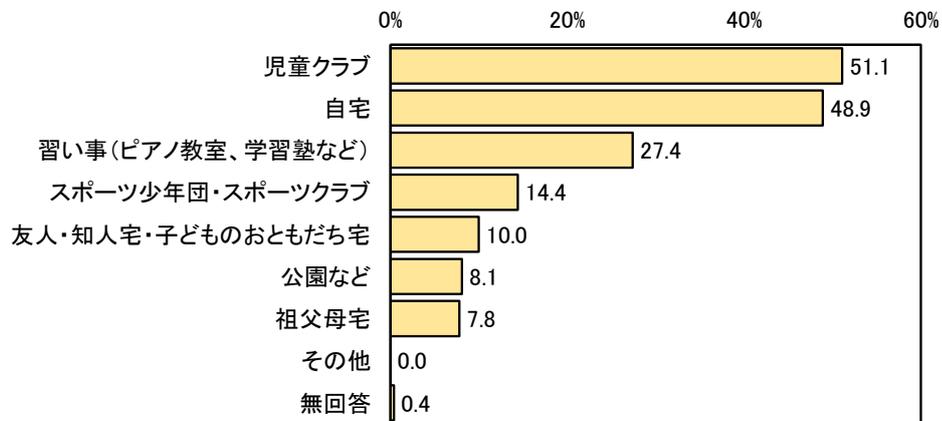
(6) 児童クラブの利用希望【小学生】

① 低学年時

- 小学生の保護者に、低学年（1～3年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所として、「児童クラブ」が51.1%で最も多く挙げられました。
- そのほか、「自宅」が48.9%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」27.4%、「スポーツ少年団・スポーツクラブ」が14.4%などとなっています。

小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後過ごさせたい場所（複数回答）

(n=270)

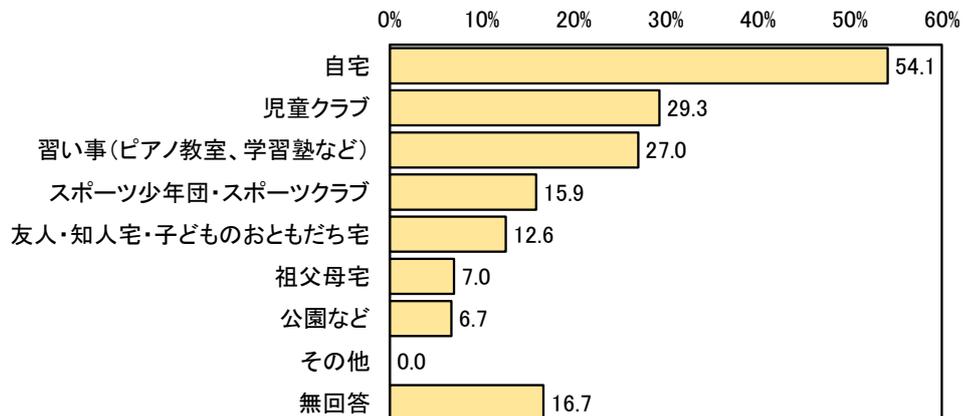


② 高学年時

- 小学生の保護者に、高学年（4～6年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所として、「児童クラブ」が29.3%でした。
- 「自宅」が54.1%で最も多く、以下、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が27.0%、「スポーツ少年団・スポーツクラブ」が15.9%、「友人・知人宅・子どものおともだち宅」が12.6%となっています。

小学校高学年（4～6年生）時に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

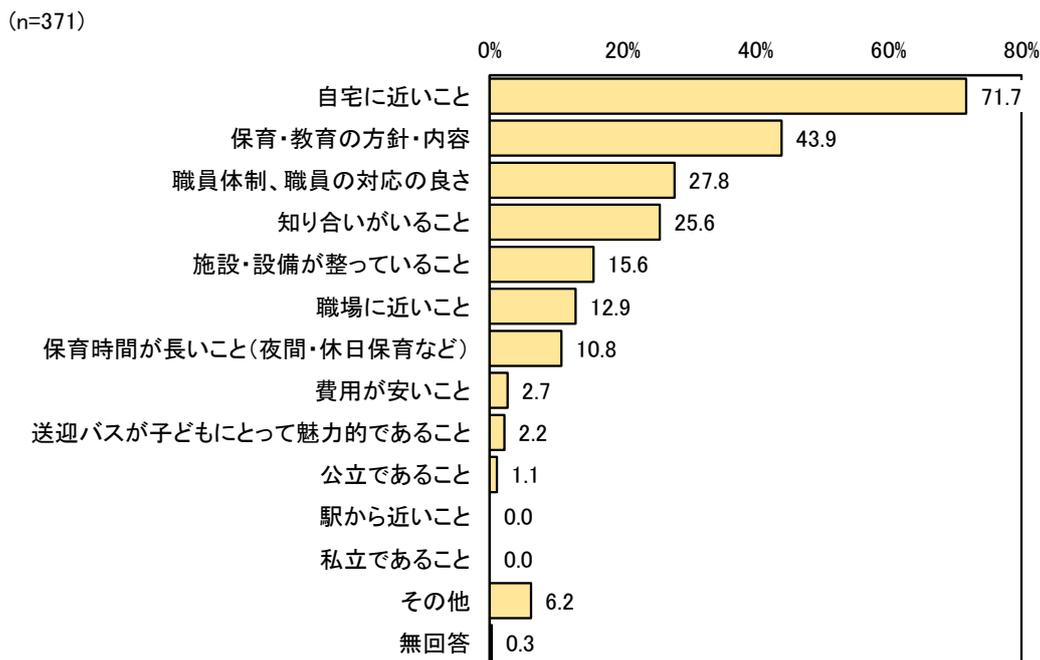
(n=270)



(7) 認定こども園・保育園・幼稚園を選ぶ上で重視したこと【就学前児童】

●認定こども園・保育園・幼稚園を選ぶ上で最も重視したことを尋ねたところ、「自宅に近いこと」が71.7%で最も多く、以下、「保育・教育の方針・内容」が43.9%、「職員体制、職員の対応の良さ」が27.8%、「知り合いがいること」が25.6%などとなっています。

【幼稚園・保育所を利用している方】
 → 認定こども園・保育園・幼稚園を選ぶ上で最も重視したことは何か。



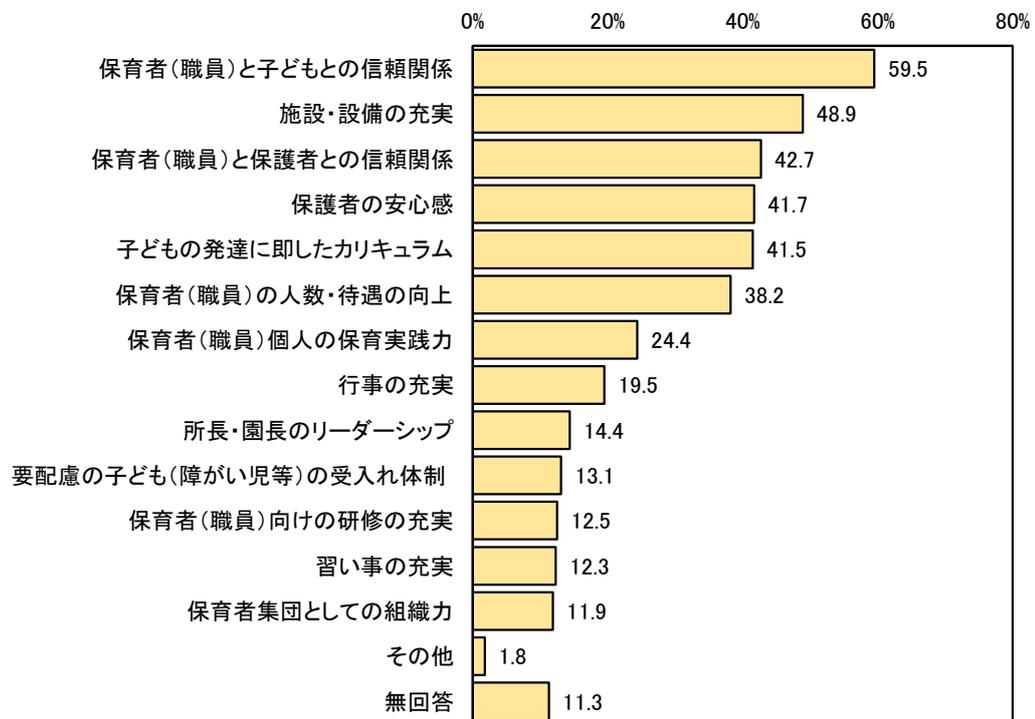
(8) 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために重要なこと【就学前児童】

● 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために重要だと思うことを尋ねたところ、「保育者（職員）と子どもとの信頼関係」が59.5%で最も多く、以下、「施設・設備の充実」が48.9%、「保育者（職員）と保護者との信頼関係」が42.7%、「保護者の安心感」が41.7%、「子どもの発達に即したカリキュラム」が41.5%、「保育者（職員）の人数・待遇の向上」が38.2%などとなっています。

【幼稚園・保育所を利用している方】

→ 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために、重要だと思うことは何か。

(n=513)

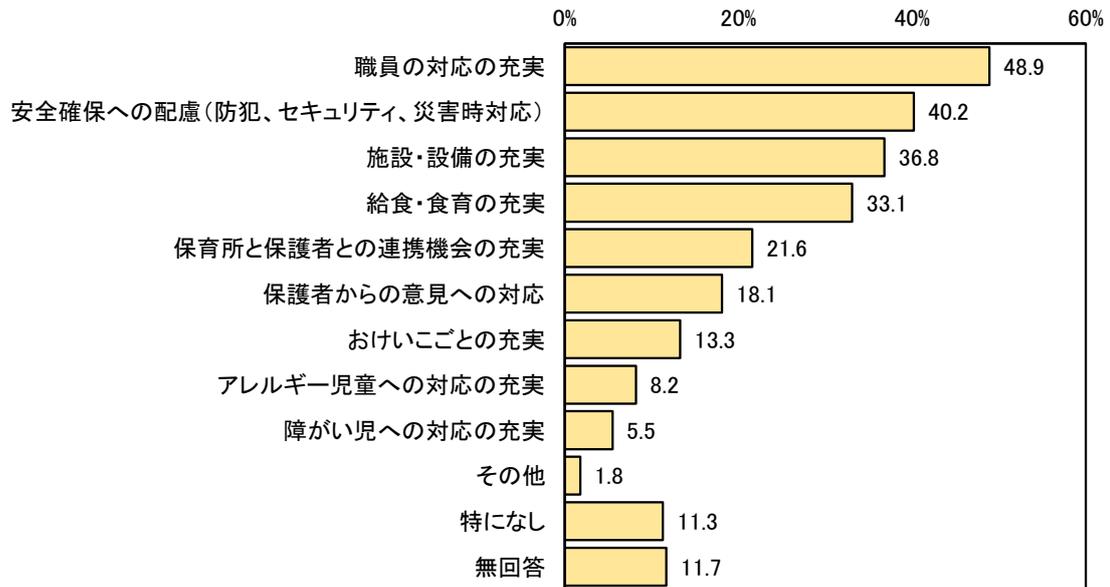


(9) 認定こども園・保育園・幼稚園に求めること【就学前児童】

●認定こども園・保育園・幼稚園に求めることは、「職員の対応の充実」が48.9%で最も多く、以下、「安全確保への配慮（防犯、セキュリティ、災害時対応）」が40.2%、「施設・設備の充実」が36.8%、「給食・食育の充実」が33.1%、「保育所と保護者との連携機会の充実」が21.6%となっています。

【幼稚園・保育所を利用している方】
 → 今後、認定こども園・保育園・幼稚園に求めることは何か。

(n=513)

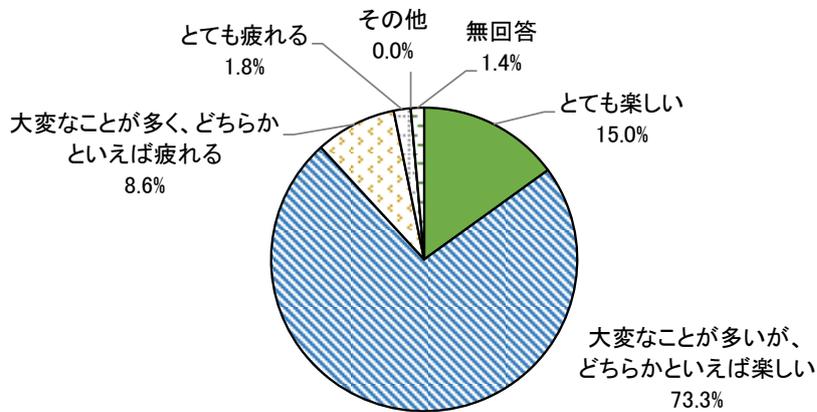


(10) 子育ての感想

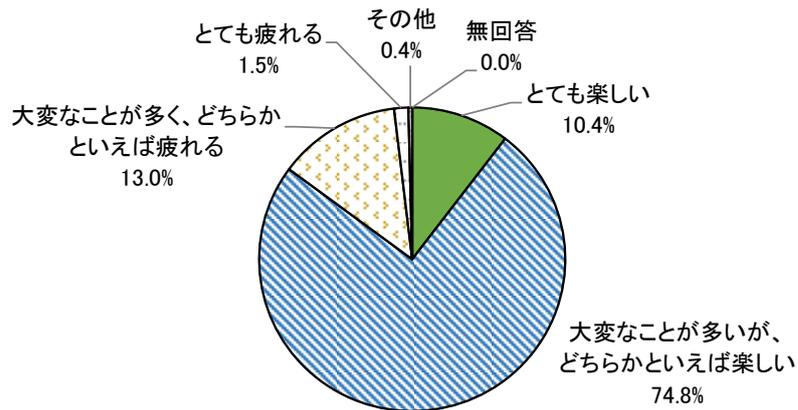
- 就学前児童の保護者が子育てをどのように感じているかについては、「大変なことが多いが、どちらかといえば楽しい」が73.3%で最も多く、以下、「とても楽しい」が15.0%、「大変なことが多く、どちらかといえば疲れる」が8.6%、「とても疲れる」が1.8%となっています。
- 小学生の保護者が子育てをどのように感じているかについては、「大変なことが多いが、どちらかといえば楽しい」が74.8%で最も多く、以下、「大変なことが多く、どちらかといえば疲れる」が13.0%、「とても楽しい」が10.4%、「とても疲れる」が1.5%となっています。

日頃、子育てをどのように感じているか

①就学前児童
(n=513)



②小学生
(n=270)



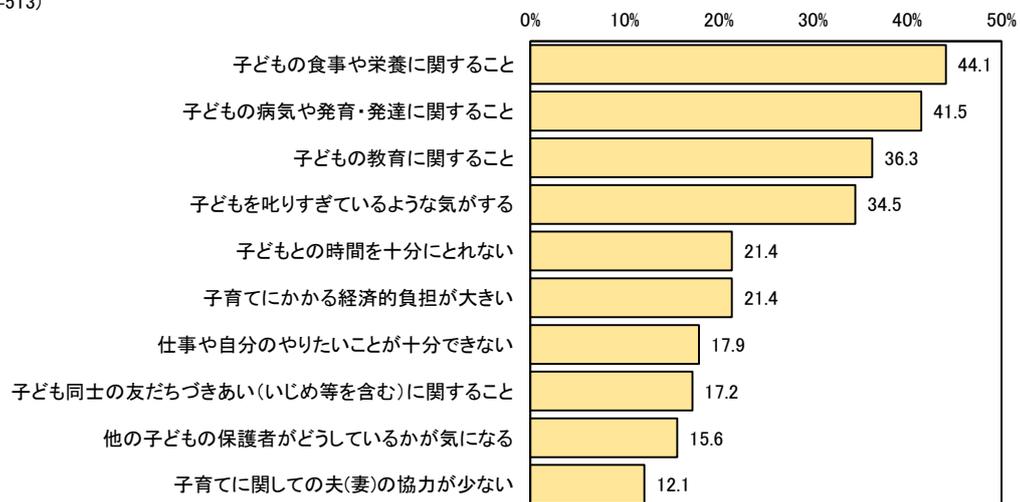
(11) 子育てに関して悩んでいること、気になること

- 就学前児童の保護者に、子育てに関して悩んでいること、気になることを尋ねたところ、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」などが多く挙げられました。
- 小学生の保護者が子育てに関して悩んでいること、気になることを尋ねたところ、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの教育に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子ども同士の友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」などが多く挙げられました。

子育てに関して日常悩んでいること、または気になることはどのようなことか（上位10項目）

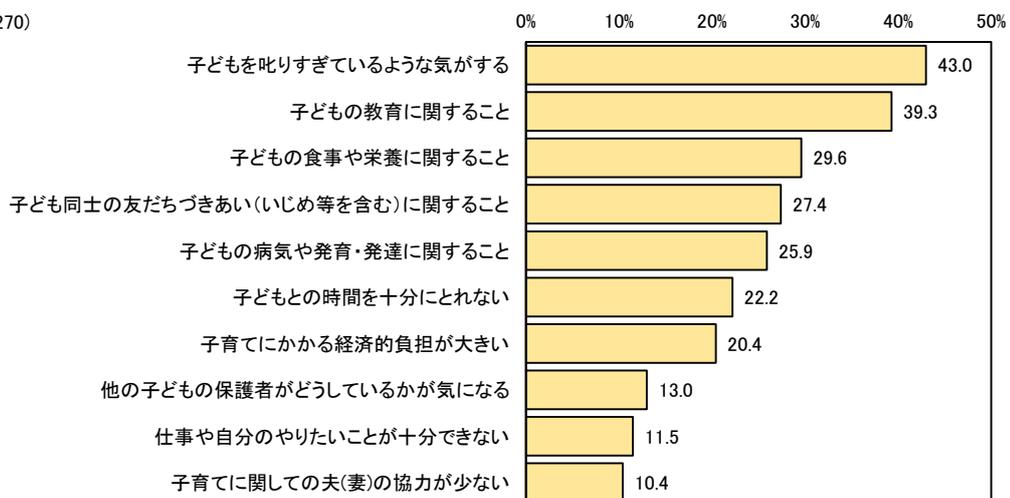
①就学前児童

(n=513)



②小学生

(n=270)



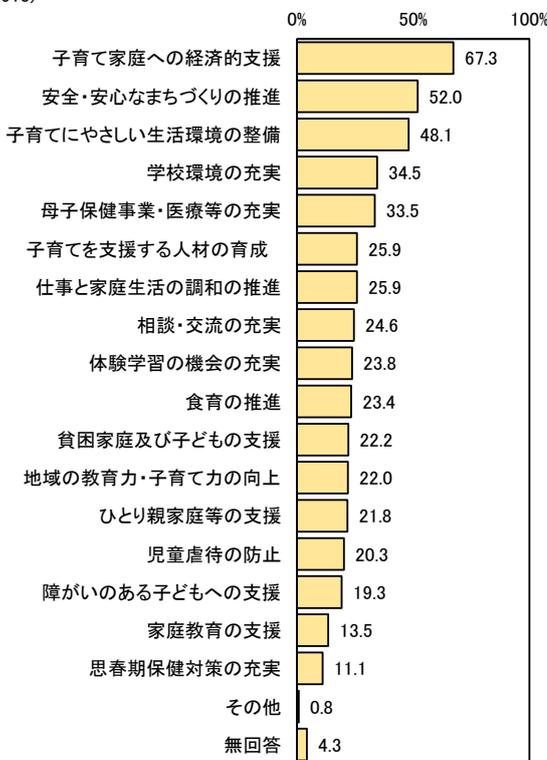
(12) 八千代町の子育て家庭を支援する上での重要な施策・取り組み

- 八千代町の子育て家庭の支援において重要な施策・取組を尋ねたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、「子育て家庭への経済的支援」が最も多く、以下、「安全・安心なまちづくりの推進」が続いています。
- そのほか、就学前児童の保護者からは、「母子保健事業・医療等の充実」、「子育てを支援する人材の育成」、小学生の保護者からは、「体験学習の機会の充実」が多く挙げられました。

八千代町の子育て家庭を支援する上で、どのような施策・取組が重要だと思うか

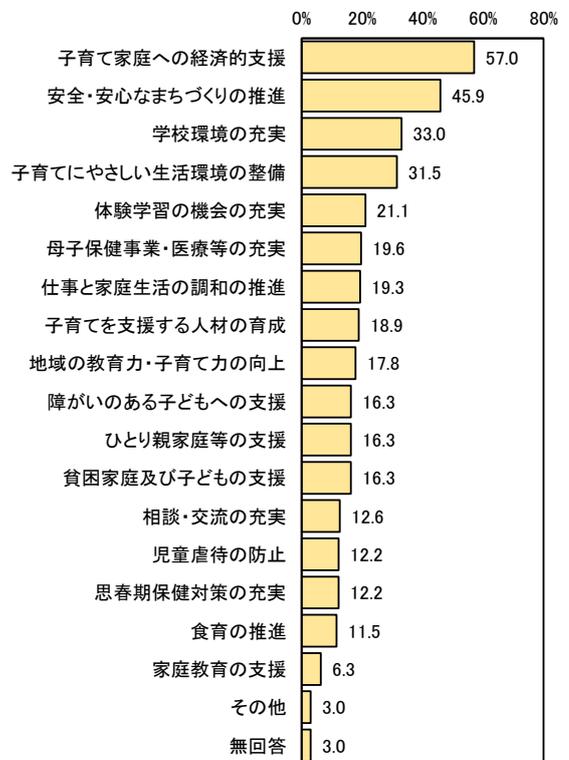
①就学前児童

(n=513)



②小学生児童

(n=270)



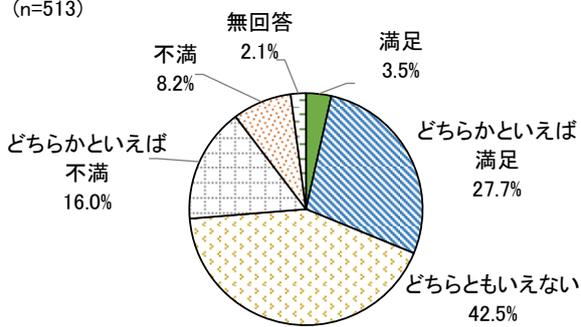
(13) 八千代町の子育て環境や支援への満足度

- 就学前児童の保護者に、八千代町の子育て環境や支援への満足度を尋ねたところ、『満足している割合』（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）は31.2%となっています。
- 小学生の保護者に、八千代町の子育て環境や支援への満足度を尋ねたところ、『満足している割合』は23.8%となっています。

八千代町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。（1つに○）

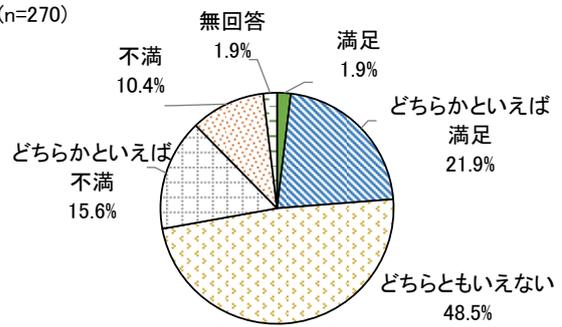
①就学前児童

(n=513)



②小学生児童

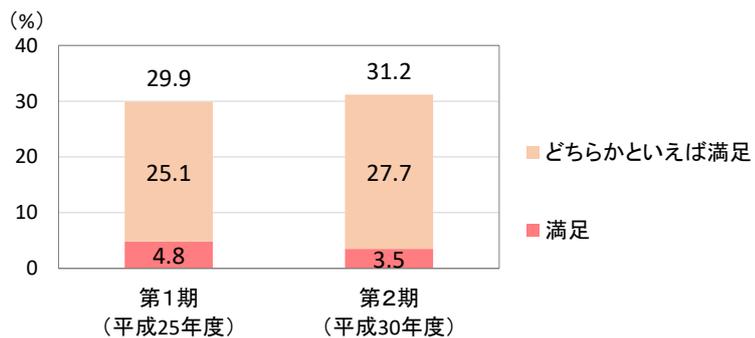
(n=270)



【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「満足」の回答割合は1.3ポイント減少したものの、『満足している割合』（「満足」及び「どちらかといえば満足」の合計割合）は1.3ポイント増加しました。

< 「満足」「どちらかといえば満足」の割合 >



6 第2期計画における主要課題

< 保育ニーズへの柔軟な対応 >

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、非就労の母親が就労に出る大きな契機となり、保育利用者の更なる掘り起されることも考えられることから、保育ニーズに絶えず注視し、必要な定員の確保を図ることが必要です。

< 放課後児童クラブ（学童保育）の定員不足の解消 >

- 本町の学童保育である学童クラブ（放課後児童クラブ）については、これまで町内の保育園に委託して実施してきましたが、利用登録児童は年々増加し続けています。
- アンケート調査結果から、今後もニーズが確認できることから、提供体制を強化することが急務となっています。
- 各小学校区に所在する保育園に頼る現行の提供体制では、小学校区単位の対応には限界があることから、公有財産である学校の余裕教室などを活用して、定員の拡充を図るとともに、適切な環境での事業の実施を促進していく必要があります。

< 乳幼児期からの健やかな成長に向けた支援 >

- 就学前児童の保護者からは、子育てに関する悩みごととして、「食事や栄養に関すること」が44.1%、「病気や発達・発育に関すること」が41.5%で特に多く挙げられています。
- 母子保健に関する情報提供の充実や、子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠・出産期から子育て期にかけて、切れ目のない適切な支援につながるよう取り組んでいく必要があります。

< 経済的支援と子どもの貧困対策 >

- 八千代町の子育て家庭の支援において重要な施策・取組を尋ねたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、「子育て家庭への経済的支援」が最も多く挙げられ、子育て家庭にとって経済的な負担が決して小さくない状況がうかがえます。
- このような状況を踏まえ、子育て支援を図る上で、誰一人も取り残さないためにも、とりわけ生活困窮世帯の子どもの貧困対策に取り組んでいく必要があります。

< 虐待防止等に向けた支援拠点の整備 >

- アンケート調査では、小学生の保護者の悩みとして、「子どもを叱りすぎていると思う」が44.1%で最も多く挙げられました。
- 本町における児童虐待の事案は多くはないものの、核家族化、子育て家庭の孤立化などにより、その内容は複雑化、深刻化している傾向にあります。
- 国の方針でも児童虐待について総合的な支援を図る体制整備を市町村に求めていることから、すべての子どもとその家庭に対し、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を行うことのできる拠点機能を確保することが課題です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「八千代町第5次総合計画」では、『人・地域ともに輝く協働のまち八千代』を将来像に掲げ、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、連携・協力して町・地域づくりに取り組むことにより、地域の豊かな自然環境のなかで、様々なふれあいや活力を育み、誰もが生きがいと自信を持って、いきいきと輝いて暮らせるまちづくりを目指しています。

また、健康・福祉分野では「誰もが健やかに安心して暮らせるまち」、教育・文化分野では「町に愛着を持ち、意欲あふれる人を育むまち」の目標が掲げられていました。

第1期計画においては、以上を踏まえた基本理念を設定しており、第2期計画においても第1期を継承し、基本理念を次のとおりとします。

▶基本理念

地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち

この基本理念のもと、子どもと親がともに成長する過程において、地域の人々と家庭が寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境づくり推進します。

すべての子どもが「やさしさ」「豊かな心」「チャレンジ精神」「あふれる想像力」を養いながら健やかにいきいきと育ち、子どもと保護者はもちろん町民みんなの笑顔が輝く、子育ての喜びがあふれるまちの実現を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の3点を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

▶基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもが健やかに成長するためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、新制度における教育・保育をはじめとする各種事業について、町内の提供体制の確保と充実を図ります。ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。

▶基本目標2 子どもを健やかに育む環境づくり

子どもが健やかに育まれるためには、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

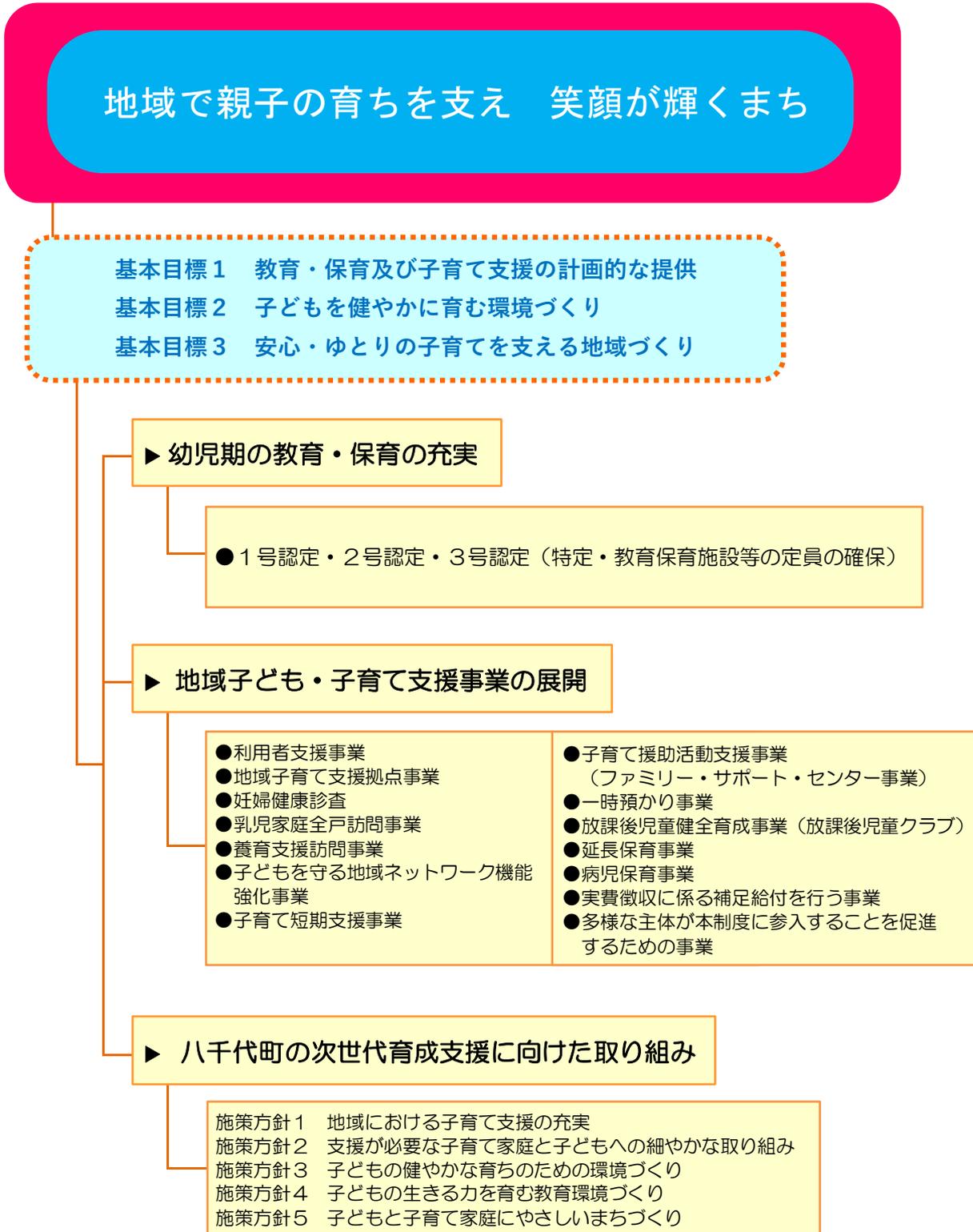
▶基本目標3 安心・ゆとりの子育てを支える地域づくり

保護者が子どもと向き合い、ゆとりを持って子育てできるためには、子育て家庭の近くにいる町民の子育て家庭への配慮と協力が必要です。また、仕事と生活の調和が図られるよう、企業側の理解と努力なども求められます。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心とゆとりの中で子育てできる地域社会の実現に向け、本町に住むあらゆる人を巻き込み、子どもと親の育ちを町民みんなで支える地域づくりを推進します。

3 計画の体系

基本理念と基本目標の実現を目指して展開する施策等の体系を図に表すと以下のとおりとなります。



4 八千代町の児童数の将来推計

本町の人口動態の傾向から、将来の児童数を推計したところ、本町の子ども的人数は今後減少していく見通しです。計画最終年となる2024年（令和6年）における就学前児童及び小学生は1,616人と、2019年（平成31年）に比べて300人以上減少する見込みです。

年齢区別にみると、2024年（令和6年）における0～5歳の就学前児童数は2019年（平成31年）から159人減の723人、2024年（令和6年）における6～11歳の小学生は2019年（平成31年）から158人減の893人と見込まれます。

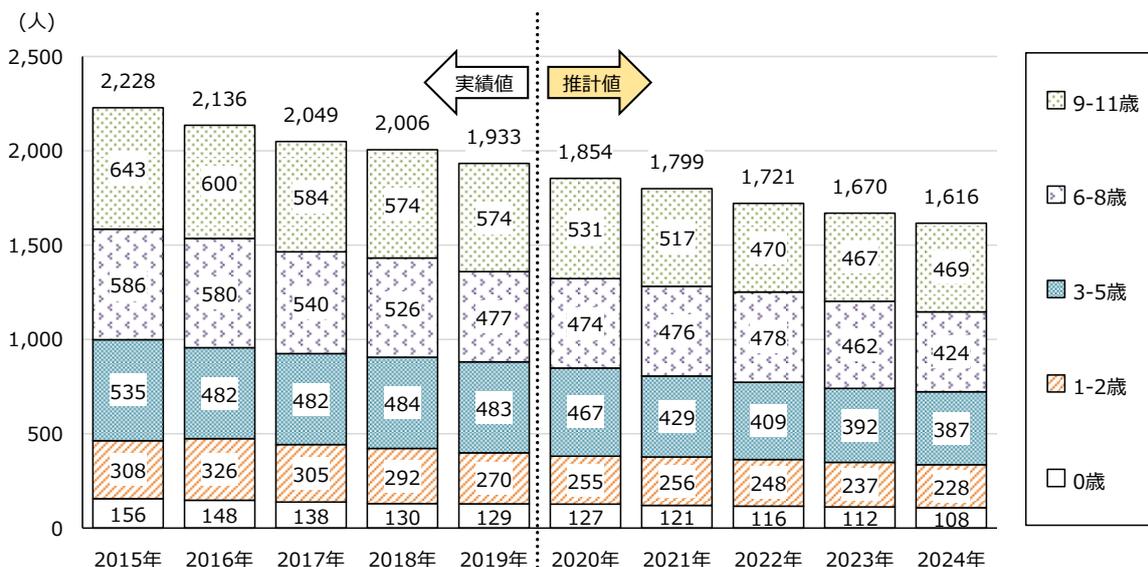
■子どもの年齢別推計値

【2019年までの実績値】

年齢	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	156	148	138	130	129
1歳	161	160	147	142	126
2歳	147	166	158	150	144
3歳	168	150	166	165	152
4歳	165	168	152	167	169
5歳	202	164	164	152	162
6歳	176	197	167	164	149
7歳	214	174	196	168	164
8歳	196	209	177	194	164
9歳	187	194	205	177	194
10歳	221	185	192	206	175
11歳	235	221	187	191	205
0-5歳	999	956	925	906	882
6-11歳	1,229	1,180	1,124	1,100	1,051
0-11歳	2,228	2,136	2,049	2,006	1,933

【2020年以降の推計値】（各年4月1日現在）

年齢	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	127	121	116	112	108
1歳	129	127	121	116	112
2歳	126	129	127	121	116
3歳	147	129	132	130	124
4歳	154	149	131	134	132
5歳	166	151	146	128	131
6歳	162	166	151	146	128
7歳	149	162	166	151	146
8歳	163	148	161	165	150
9歳	163	162	147	160	164
10歳	193	162	161	146	159
11歳	175	193	162	161	146
0-5歳	849	806	773	741	723
6-11歳	1,005	993	948	929	893
0-11歳	1,854	1,799	1,721	1,670	1,616



資料：平成27年～平成31年は住民基本台帳による実績値。

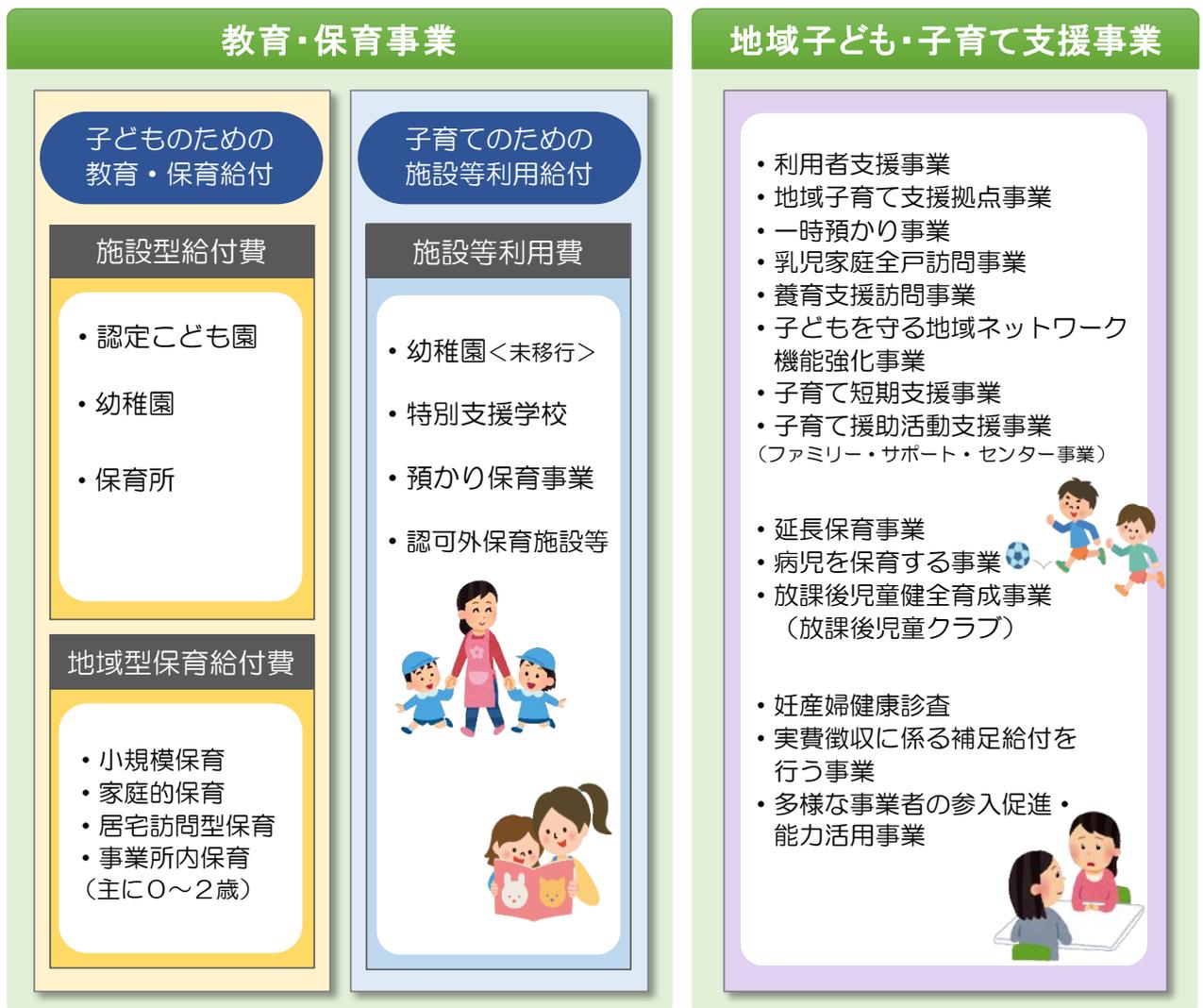
5 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

■教育・保育提供区域の設定対象となる事業



(2) 八千代町における教育・保育提供区域

<本町の現在の状況>

提供区域数	区域面積 (km ²)	就学前児童数 (人)	教育・保育施設数 (か所)	小学校数 (校)
1 (八千代町全域)	58.99 km ²	882 人	9 (認定こども園：3) (幼稚園：1) (保育所：5)	5

(2019年4月1日現在)

- 本町の就学前児童数は減少傾向にあること
- 町の人口規模、児童数の状況から、保育のニーズに対応していくためには、全町的に調整を図って対応していくことが現実的であること
- 町内における認定こども園、幼稚園、保育所の立地状況を踏まえると、小地区単位よりも全町及び広域的な視点から、中長期的な教育・保育施設の定員の在り方を検討していく必要があること
- 一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業についても、現在の提供体制を勘案すると、相当規模の提供区域を設定する必要があること
- 第1期において、本町の教育・保育提供区域は1区域であったこと



以上のことから、本町では引き続き、**全町を1区域**で教育・保育提供区域を設定します。
事業の提供体制は広域性を確保することを基本とし、児童数やニーズ調査結果、施設立地のバランス等を考慮しながら、量の見込みや確保方策の検討を進めるとともに、柔軟性のある需給調整を行って対応していく考えです。

第4章 幼児期の教育と保育の充実

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育所などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

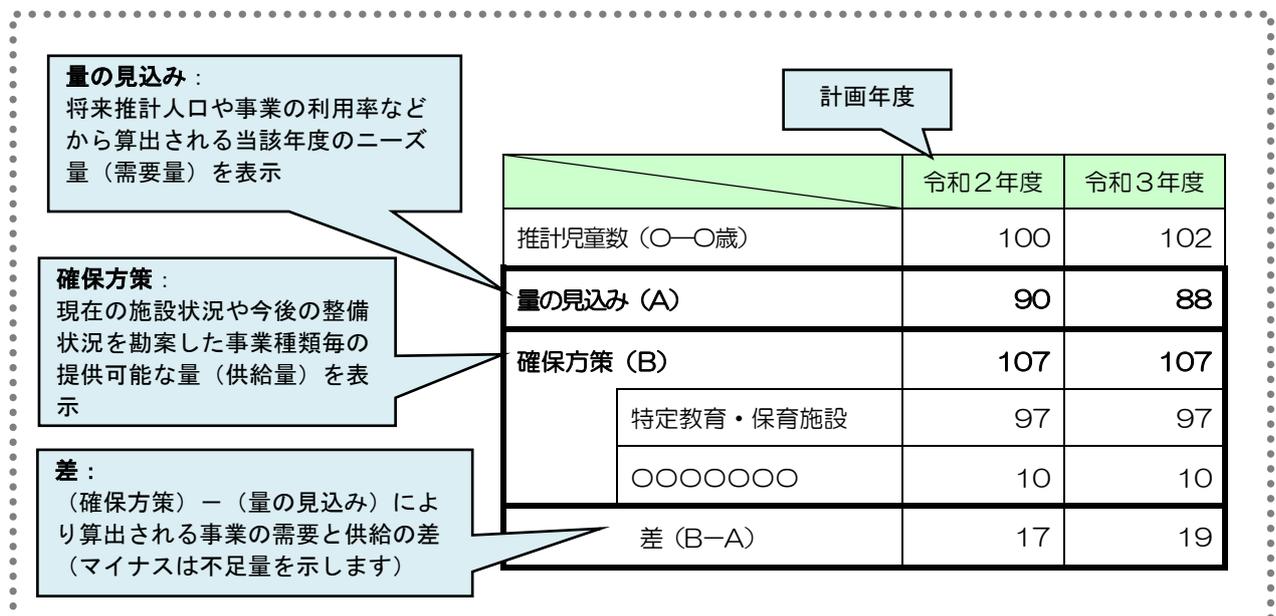
認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造、保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設および事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方】



●八千代町の教育・保育施設の分布状況

本町における教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所（園））の分布状況は以下のとおりとなっています。

■町内の教育・保育施設の分布状況（令和元年12月現在）



1 1号認定【3-5歳】

概要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、平成31年4月現在、認定こども園3か所、幼稚園1か所の計4施設において、教育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。認定者数（利用児童数）は、ほぼ横ばいの状況です。

■第1期の実績

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（3-5歳）	535	482	482	484	483
認定者数（A）	258	261	265	264	262
利用定員（B）	505	505	505	505	505
差（B-A）	247	244	240	241	243

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

3歳以上の教育・保育の無償化により、2号認定を選択する人が多くなることから、1号認定は減少が見込まれます。教育希望の2号認定も含め、町内の認定こども園、幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。なお、教育希望の2号認定（幼児教育の希望が強く、幼稚園の利用を希望する2号認定）については、幼稚園を利用する場合でも保育の必要性にも着実に応えられるよう、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第2期の見込み

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（3-5歳）	467	429	409	392	387
量の見込み（A：必要量）	155	142	136	130	128
1号認定	121	111	106	101	100
2号認定（教育希望）	34	31	30	29	28
（他市町村児童）					
確保方策（B）	411	381	381	381	381
特定教育・保育施設	411	381	381	381	381
確認を受けない幼稚園					
認可外保育施設					
（他市町村児童）					
差（B-A）	256	239	245	251	253

各年4月1日現在

2 2号認定【3-5歳】

概要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現状】

本町では、平成31年4月現在、認定こども園3か所、保育所5か所の計8施設において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。認定者数は、ほぼ横ばいと言える状況です。

■第1期の実績

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
※児童数（3-5歳）	535	482	482	484	483
認定者数（A）	270	203	198	199	211
利用定員（B）	322	311	311	269	269
差（B-A）	52	108	113	70	58

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については3歳以上の教育・保育の無償化により増加が見込まれますが、3-5歳の児童数の減少に伴い、保育を必要とする児童数も減少する見通しであり、現行の提供体制をおおむね維持していくことで、必要な事業量は確保できる見込みです。なお、幼児教育の希望が強い2号認定については、町内の幼稚園の利用を見込んでおりますが、本来の2号認定として保育を利用した場合にも令和5年度以降は必要な定員を確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（3-5歳）	467	429	409	392	387
量の見込み（A：必要量）	305	280	267	256	253
2号認定	305	280	267	256	253
2号認定（教育希望）	(34)	(31)	(30)	(29)	(28)
（他市町村児童）	5	5	5	5	5
確保方策（B）	311	309	293	293	293
特定教育・保育施設	311	309	293	293	293
認可外保育施設					
（他市町村児童）					
差（B-A）	1	24	21	32	35

各年4月1日現在

◆ 幼児教育・保育の無償化 ◆

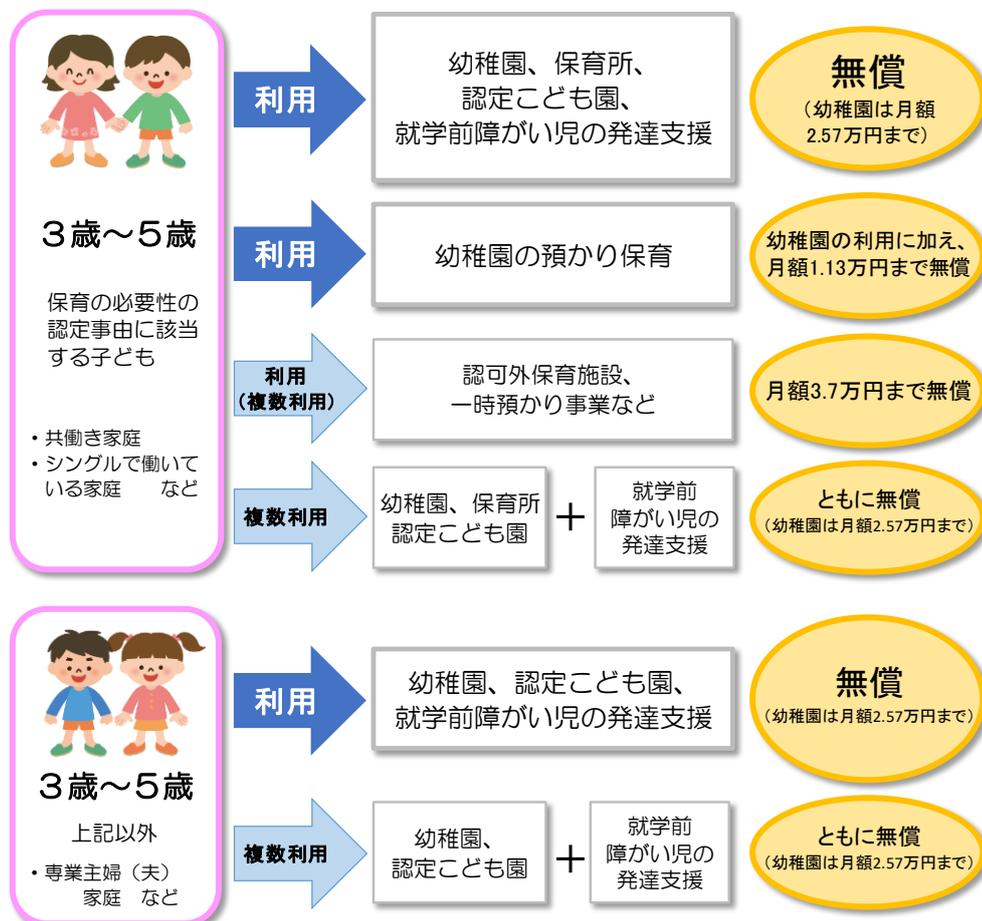
消費税率の引上げによる財源を活用した、若者も高齢者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、3歳以上の幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から始まりました。

少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。

■ 幼児教育の無償化の内容

対象	無償化の内容
認定こども園 幼稚園、保育所 等	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○認定こども園、幼稚園、保育所も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育の無償化のイメージ



3 3号認定【0-2歳】

概要

0歳から2歳の就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です。

(1) 3号認定【0歳】

【現 状】

本町では、平成31年4月現在、認定こども園3か所、保育所5か所の計8施設において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。

利用児童数は、平成28年度に20人近くにまで急増しましたが、近年は10人余りの水準でほぼ横ばいの状況です。しかしながら、保育利用率は近年増加しています。

(また、1年の利用状況をみると、4月当初から年度末にかけて認定者が増加していく状況があります。)

■第1期の実績

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数(0歳)	156	148	138	130	129
認定者数(A：必要量)	13	19	11	12	13
0歳保育利用率	8.3%	12.8%	8.0%	9.2%	10.1%
利用定員(B)	29	36	36	46	46
特定教育・保育施設	29	36	36	46	46
特定地域型保育事業					
認可外保育施設					
(他市町村児童)					
差(B-A)	16	17	25	34	33

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数の増加を見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第2期の見込み

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（0歳）	127	121	116	112	108
量の見込み（A：必要量）	17	21	24	27	30
（他市町村児童）	10	10	10	10	10
0歳保育利用率	13.4%	17.4%	20.7%	24.1%	27.8%
確保方策（B）	46	46	46	46	46
特定教育・保育施設	46	46	46	46	46
特定地域型保育事業					
認可外保育施設					
企業主導型保育施設					
（他市町村児童）					
差（B－A）	19	15	12	9	6

各年4月1日現在

(2) 3号認定【1・2歳】

【現 状】

本町では、平成31年4月現在、認定こども園3か所、保育所5か所の計8施設において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。

認定者数は横ばいの状況ですが、1・2歳の児童数が減少していることから、保育利用率は近年増加しており、令和元年度において50%を超えました。

■第1期の実績

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（1・2歳）	308	326	305	292	270
認定者数（A：必要量）	96	141	146	137	137
1・2歳保育利用率	31.2%	43.3%	47.9%	46.9%	50.7%
利用定員（B）	159	163	163	185	185
特定教育・保育施設	159	163	163	185	185
特定地域型保育事業					
認可外保育施設					
（他市町村児童）					
差（B－A）	63	22	17	48	48

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数は増加から横ばいで推移することを見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第2期の見込み

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（1・2歳）	255	256	248	237	228
量の見込み（A：必要量）	136	144	146	147	147
（他市町村児童）	34	34	34	34	34
1・2歳保育利用率	53.3%	56.3%	58.9%	62.0%	64.5%
確保方策（B）	202	204	200	200	200
特定教育・保育施設	202	204	200	200	200
特定地域型保育事業					
認可外保育施設					
（他市町村児童）					
差（B－A）	32	26	20	19	19

各年4月1日現在

第5章 子ども・子育て支援の展開

1 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

概要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現状】

本町では、福祉課に子育て支援室を設置し、保育サービスの情報提供や事業の利用支援を行っています。利用者支援事業としては実施しておりません。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
母子保健型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
計	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【量の見込みと確保方策】

本町では、計画期間において利用者支援事業を実施する予定はありません。

令和4年度からは、子育て世代包括支援センターを新設して実施か所数を増やし、利用者支援体制の充実を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
母子保健型	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
計	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

【現 状】

令和元年度から、実施か所数が1か所増え、町内3か所の保育園で事業が実施されています。地域において、子育て親子の交流のためのひろばを設け、子どもが自由に遊び、保護者同士が交流できる場を提供しています。

さらに、子育てに関する悩みの相談に応じたり、子育てに関する講座や、体操教室、赤ちゃん教室などを定期的を開催しています。

（専門職員による子育て家庭に対する相談指導、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。）

■第1期の実績

(年間) ※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用回数	1,094人回	999人回	1,203人回	1,544人回	1,944人回
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所

【量の見込みと確保方策】

引き続き3か所の保育園に委託して事業を実施します。ニーズ調査結果を踏まえ、実績を大幅に上回る利用を見込んでいますが、事業の性質上、定員の設定などはないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,348人回	6,264人回	6,048人回	5,796人回	5,580人回
確保方策	利用回数	6,348人回	6,264人回	5,796人回	5,580人回
	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 妊産婦健康診査

概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。また、出産後間もない時期の母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態が把握できるように産後健康診査を実施します。把握した情報を関係機関と連携しながら支援を実施します。

【 現 状 】

妊婦に 14 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。近年、受診者数、受診回数ともに、減少傾向（ほぼ横ばい）にあります。

■第1期の実績

(年間) ※令和元年度は見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受診回数	1,835 回	1,669 回	1,598 回	1,559 回	1,550 回

【 量の見込みと確保方策 】

事業の性質上、すべての妊産婦の受診を見込んでいます。引き続き、茨城県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所における受診機会の提供を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
見込みの量	延べ受診回数	1,936 回	1,856 回	1,792 回	1,728 回	1,632 回	
	実受診者数	121 人	116 人	112 人	108 人	102 人	
確保方策	実施場所	茨城県医師会					
	実施体制	利用者が希望する医療機関					
	実施時期と検査項目	①妊娠 8 週頃 ②妊娠 12 週頃 ③妊娠 16 週頃 ④妊娠 20 週頃 ⑤妊娠 24 週頃 ⑥妊娠 26 週頃 ⑦妊娠 28 週頃 ⑧妊娠 30 週頃 ⑨妊娠 32 週頃 ⑩妊娠 34 週頃 ⑪妊娠 36 週頃 ⑫妊娠 37 週頃 ⑬妊娠 38 週頃 ⑭妊娠 39 週頃 ①産後 2 週 ②産後 4 週	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1 抗体検査 基本健診 基本健診 基本健診、超音波検査 基本健診 基本健診、血液検査 基本健診 基本健診 基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査 基本健診 基本健診、B 群溶血性レンサ球菌検査 基本健診 基本健診、超音波検査 基本健診 基本健診 基本健診、EPDS 質問票 基本健診、EPDS 質問票				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭を対象に、保健師と母子保健推進員が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間) ※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問家庭数	145 家庭	134 家庭	109 家庭	113 家庭	113 家庭

【量の見込みと確保方策】

町内すべての対象家庭の訪問を想定し、0歳児の将来推計結果と実績をもとに事業量を見込んでいます。引き続き、町健康増進課が主体となり母子保健推進員30人で実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	127 家庭	121 家庭	116 家庭	112 家庭	108 家庭
確保方策	実施体制	母子保健推進員 30 人			
	実施機関	八千代町 健康増進課			

(5) 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【現 状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町健康増進課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間) ※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実人数	2人	2人	4人	0人	5人

【量の見込みと確保方策】

利用実績を踏まえ、第2期計画期間においては、過去5年間の養育支援訪問の平均的な割合を用いて事業量を見込んでいます。

引き続き、健康増進課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師等の専門的技術を生かしたサポート体制の整備により、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	実施体制	保健師			
	実施機関	八千代町 健康増進課			

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【 現 状 】

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っていますが、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業としては実施しておりません。

■ 第1期の実績

(年間) ※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	13	12	12	9	10
個別ケース会議	2	1	1	2	1

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

今後も現在の取り組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。随時開催する個別ケース検討会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

さらに、養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら支援することで児童虐待の未然防止に努めます。

(7) 子育て短期支援事業

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【現 状】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。町内には施設がないことから、利用実績はありません。

【量の見込みと確保方策】

利用実績もなく、また、ニーズ調査結果からニーズ量も算出されなかったことから、具体的な事業量は見込んでいません。

(8) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】（ファミリー・サポート・センター事業）

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【現 状】

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施していません。

同様の事業として、在宅福祉サービスセンターの有償ボランティアによる子育てサポート（子育てサポーター制度）を実施していますが、利用者のごく少数に限られています。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果から就学児を対象とした本事業のニーズ量は算出されなかったことから、具体的な事業量は見込んでいません。

計画期間中は引き続き、在宅福祉サービスセンターの有償ボランティアサービスによる対応を図るとともに、計画期間中の利用者の実態等を踏まえ、既存の子育てサポートをベースにした就学児向けの事業実施の可能性について検討していきます。

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【 現 状 】

平成31年4月現在、町内4か所の認定こども園・幼稚園において、在園児対象の預かり保育を実施しています。

■第1期の実績

(年間) ※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用数	11,022人日	15,112人日	10,498人日	2,471人日	8,971人日
利用施設数	3か所	3か所	2か所	1か所	2か所

※実績値は一時預かり事業（幼稚園型）のみ

【 量の見込みと確保方策 】

在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育所における延長保育と同様、希望どおりの対応を実施しており、基本的に定員は設定していないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、本来的には2号認定（保育認定）でありながら、教育希望が強いために幼稚園を選択する家庭の保育需要に対しても適切な対応を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	6,836人日	6,280人日	5,987人日	5,738人日	5,665人日
利用施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

② 保育所（園）その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の柵を含む）

概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保方策 の類型	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業</p>
-------------	---

【現 状】

平成31年4月現在、本町の3か所の保育園において、一時預かり事業を実施しています。利用実績はそれほど多くはなく、一定の水準で推移しています。

なお、本町では子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、トワイライトステイ事業は実施しておりません。

■第1期の実績

（年間）※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一時預かり事業	104人日	152人日	162人日	210人日	162人日
	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
子育て援助活動支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
計	104人日	152人日	162人日	210人日	162人日
	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【現 状】

ニーズ調査結果を踏まえ、利用実績を大幅に上回る事業量を見込んでいますが、引き続き町内3か所の保育園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を一時預かりの事業量を確保する方策としては見込んでおりません。しかしながら、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、計画期間中における利用者の実情や意向等を踏まえ、既存の子育てサポートをベースにした事業実施の可能性について今後も引き続き検討していきます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
確保方策	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
一時預かり事業	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
子育て援助活動支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現 状】

本町では、認定こども園 3 か所、幼稚園 1 か所、保育所 4 か所の町内計 8 か所において、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学 1～6 年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

利用児童数は年々増加しており、定員に不足が生じている状況ですが、面積基準を満たす範囲で児童の受け入れを行っています。

■第 1 期の実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数 (A)	小学 1～3 年	154 人	192 人	182 人	199 人	205 人
	小学 4～6 年	44 人	45 人	63 人	65 人	63 人
	計	198 人	237 人	245 人	264 人	268 人
定員数 (B)		248 人	248 人	248 人	258 人	258 人
設置数		8 クラブ	8 クラブ	8 クラブ	8 クラブ	8 クラブ
差 (B-A)		50 人	10 人	3 人	▲ 6 人	▲ 10 人

※各年度 5 月 1 日現在

【量の見込みと確保方策】

第 2 期計画期間中、ニーズ調査結果を踏まえ、利用児童数の更なる増加を見込んでおり、定員に不足が生じる見通しです。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き教育・保育事業者等の協力を得て定員の拡大を働きかけるとともに、小学校の余裕教室等を利用するなど、運営方法の見直しを検討していきます。

また、障がいのある子どもへの対応については、施設と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■第 2 期の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数 (A)	小学 1～3 年	202 人	207 人	211 人	208 人	194 人
	小学 4～6 年	80 人	87 人	88 人	96 人	106 人
	計	282 人	294 人	299 人	304 人	300 人
定員数 (B)		282 人	300 人	300 人	310 人	310 人
設置数		8 クラブ				
差 (B-A)		0 人	6 人	1 人	6 人	10 人

※各年度 5 月 1 日現在

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【 現 状 】

町内5か所のすべての保育所のほか、3か所の認定こども園において、延長保育が実施されています。通常の開所時間7:30~18:30の前後30分間ずつの延長保育が実施されています。利用者数は一定の水準で推移している状況です。

■第1期の実績

(年間) ※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実人数	91人	76人	64人	70人	70人
実施施設数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、町内8か所の保育所及び認定こども園における延長保育の実施体制の確保を図ります。ニーズ調査結果を踏まえ、計画期間においては実績よりも多くの事業量を見込んでいますが、事業の性質上、定員の設定などはないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	150人	143人	137人	131人	128人	
確保方策	利用実人数	150人	143人	137人	131人	128人
	実施施設数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

(12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概要

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業 ○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業
-------	---

【現 状】

本町では、病児保育事業（病後児対応型）を保育園（1か所）で行っております。

■第1期の実績

（年間）※令和元年度は見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用数	0人日	3人日	10人日	6人日	10人日
利用施設数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果から必要な事業量を見込んでいますが、引き続き町内の保育園1か所で実施する病児保育事業により、必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、子育て援助活動支援事業は本町では実施していないため、病児を保育する事業の確保方策としては見込んでおりません。

■第2期の見込み

（年間）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		104人日	99人日	95人日	91人日	88人日
確保方策（B）	病児保育事業	104人日	99人日	95人日	91人日	88人日
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	子育て援助活動支援事業	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
差（B-A）		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 現 状 】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、当事業による支援を行っています（所得制限等の条件あり）。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において、町内の幼稚園が新制度に移行するため事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

【 現 状 】

本町においては、第1期計画中、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

2 八千代町の次世代育成支援に向けた取り組み

施策方針 1 地域における子育て支援の充実

保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、情報提供・相談体制の充実や交流・ふれあい機会の拡充を図るほか、地域において保育や子育て支援を担う人材の育成を図ります。

また、子どもたちが心身ともに地域で健全に成長できるよう、地域における子どもの居場所の確保を図ります。さらに、子どもの自主的な活動を促進するためにも、家庭や地域、関係機関からの協力を得ながら地域における取り組みを推進します。

(1) 相談支援・交流機会の充実

項目と内容	担当課
①民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動	福祉課
民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受けます。	
②心配ごと相談事業	社会福祉協議会
相談員を配置し、子どもに関わることを含めて各種の相談事業を行います。	
③乳幼児育児相談（健康デイ）	健康増進課
保健センターにおいて保健相談、栄養相談、歯科相談を気軽にでき、子育ての悩みや不安の解決につなげることができるようにします。	
④認定こども園・幼稚園・保育所の園庭開放事業	福祉課
○子育ての情報や安心して子どもを遊ばせる居場所が欲しいなどの要望を持つ未就園児の保護者を対象に保育時間内に認定こども園・保育所を開放します。 ○認定こども園・幼稚園の園庭・園舎開放日を設け、遊び場を提供します。	
⑤子育て世代包括支援センター【新規】	健康増進課
妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行うため、令和4年度に「子育て世代包括支援センター」の設置を目指します。保健師等が妊娠、出産、子育て期の相談に応じ、必要なサポートを行います。	

(2) 子育て家庭への経済的支援

項目と内容	担当課
①出産子育て奨励金	福祉課
第2子以上の児童を出産し養育する方に、奨励金を支給します。	
②児童手当	福祉課
中学校3年生までの児童を養育する保護者に対し、児童1人につき手当を支給します。(公務員の方は勤務先から支給されます。)	
③教育・保育給付	福祉課
幼稚園、保育所、認定こども園等の利用にあたり、施設型給付、地域型保育給付を支給します。	
④医療福祉費助成事業	国保年金課
小児医療費自己負担金の一部を助成します。(所得制限あり)	
⑤妊産婦・乳児健康診査無料制度	健康増進課
妊産婦及び乳児を対象に医療機関で受ける健康診査助成券を発行します。	

(3) 子育て支援人材の育成

項目と内容	担当課
①子育てサポーター制度	社会福祉協議会 生涯学習課
育児の援助を受けたい人と当該援助を行いたい人からなる会員組織で、地域において会員同士が相互援助活動を行います。	
②地域子育て支援研修会	健康増進課
子育て支援者の支援スキルの向上と共通理解を図り、地域における子育て支援体制を構築するための研修会を開催します。	
③子育て支援マンパワーの確保	福祉課
保育士・子育てアドバイザー等子育て支援のためのマンパワーの確保に努めます。	

施策方針 2 支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取り組み

すべての子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つことが成長の妨げになることがないように、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援のみならず、相互理解を促進し、自然な助け合いの精神を発揮できるような土壌の醸成を推進します。

すべての子どもには、保護者などからたくさんの愛情を受け、適切に養育されながら、健やかな成長と発達及び自立が保障される権利があります。一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、支援を要する子ども及び子育て家庭に対する適切な支援を図ります。

(1) 障がいのある子どもへの支援

項目と内容	担当課
①障がい児保育事業の推進	
集団保育が可能な、日々通所できる障がいのある児童を保育所で預かります。	福祉課
②福祉サービス等の提供	
児童福祉法、障害者総合支援法に基づき、各種サービスの提供を行います。 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設 ○障害福祉サービス ○地域生活支援事業 ○居宅訪問型児童発達支援	福祉課
③自立支援医療と補装具の給付	
医療費負担の軽減を図るとともに、車椅子や下肢装具等の補装具・日常生活用具を給付します。	福祉課
④就学相談・就学指導	
障がいがある子どもの就学相談・就学指導を行います。	学校教育課
⑤障がい児のための手当の支給	
重度の障がいがある児童等に各種手当を支給します。 ○障害児福祉手当 ○特別児童扶養手当 ○在宅心身障害児福祉手当	福祉課
⑥特別支援教育就学援助	
特別支援学級に在籍する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額を援助します。	学校教育課

(2) ひとり親家庭等の支援

項目と内容	担当課
①児童扶養手当	福祉課
父母の婚姻の解消、死亡等でひとり親となった家庭等の児童の福祉増進のために、対象の子どもが18歳となる年度末まで手当を支給します。(所得制限あり)	
②母子・寡婦福祉資金貸付事業	福祉課
母子家庭または寡婦等への貸付事業を行います。	
③ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業	福祉課
ひとり親家庭等の保護者(児童扶養手当が全部受給の方)に対し、児童クラブの利用料を助成します。	

(3) 児童虐待の防止

項目と内容	担当課
①児童虐待の防止についての啓発・普及	福祉課 学校教育課 生涯学習課
講演会・シンポジウムの実施、各種行事及び窓口等での啓発・普及を行います。	
②「児童の権利に関する条約」の啓発・普及	福祉課
子ども・町民に対し、18歳未満のすべての子どもを対象にした条約の趣旨の普及・啓発を行います。	
③要保護児童対策地域協議会の推進・調整機関の運営	福祉課
要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関等により構成された地域協議会において、要保護児童等に関する情報の共有や支援内容の協議を行うとともに、調整機関の運営を行います。	
④子ども家庭総合支援拠点【新規】	福祉課
児童虐待対応に関して、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うため、令和4年度に「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指します。子育て世代包括支援センターと連携し、地域の資源や必要なサービスにつなぐソーシャルワークを中心とした機能の強化を図ります。	

(4) 子どもの貧困対策及び社会的養育の推進

項目と内容	担当課
①生活困窮家庭の把握と支援【新規】	
<p>民生委員・児童委員をはじめ、関係機関や全庁の連携体制のもと、生活困窮家庭の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。</p>	福祉課
②要保護及び準要保護児童生徒の就学援助	
<p>経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助します。</p>	学校教育課
③生活困窮世帯の子どもの学習支援【新規】	
<p>貧困の連鎖を防止するため、相対的な貧困にあるような生活困窮家庭の子どもの学習支援を行います。</p>	福祉課
④社会的養育の推進【新規】	
<p>児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。</p>	福祉課
⑤子ども食堂の運営支援【新規】	
<p>地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂の運営を支援します。</p>	福祉課 社会福祉協議会
⑥フードバンク制度の利用【新規】	
<p>フードバンク制度を利用して、生活に困っている子育て家庭に食品を無料で配布します。</p>	福祉課 社会福祉協議会

項目と内容	担当課
⑨歯科健診・フッ素塗布事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○2歳児歯科健診 ○むし歯の早期発見・早期予防に努め、早期治療を進めます。 ○むし歯予防の講話・はみがき指導及びフッ素塗布を行います。 ○4歳・5歳児を対象に各幼稚園・保育園にてフッ化物洗口を行います。 	健康増進課
⑩親のための子育て応援教室	
2～3歳のお子さんをお持ちの親を対象に、子の関わり方や育児を支援します。	健康増進課
⑪予防接種事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児、小・中学生に対し、「予防接種法」に基づき予防接種事業を行います。 ○1歳から中学3年生を対象として、小児インフルエンザ予防接種助成を行います。 	健康増進課
⑫小児救急医療体制の整備	
夜間・休日における小児救急診療体制の周知と適切な利用方法の普及、小児救急医療電話相談事業の周知に努めます。	健康増進課
⑬県不妊専門相談センターの活用	
専門職による相談事業の紹介、不妊治療費助成事業などを行います。	健康増進課

(2) 思春期保健対策の充実

項目と内容	担当課
①性教育講師派遣活動	
保健師による性教育の実施、学校等への講師派遣を行います。	健康増進課
②保健センター・学校保健等関係機関の連携	
保健センター、学校等関係機関による情報交換・連携を推進します。	健康増進課 学校教育課
③飲酒・喫煙・薬物乱用に関する教育・啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ○保健学習などを通じて飲酒に対する正しい知識を普及します。 ○保健学習をはじめ、学校教育全般活動を通じて、喫煙防止・薬物乱用防止教育を推進します。 	健康増進課 学校教育課 生涯学習課

(3) 食育の推進

項目と内容	担当課
①栄養指導・相談	健康増進課
妊婦・乳幼児を対象に食事の意義及び離乳食・幼児食について、リーフレットや媒体を使用して指導し、体内リズムの確立を目指します。	
②離乳食教室・相談	健康増進課
初期・中期・後期の離乳食教室を実施するほか、相談・指導を行います。	
③子ども・親子食育教室	健康増進課
小学生を対象に子ども・親子食育教室を開催します。	
④若い世代を対象とした栄養教室	健康増進課
若い世代を対象に、生活習慣病予防を目的として、栄養教室を行います。	
⑤食文化伝承・地産地消の推進	健康増進課
若い世代を対象に推進します。	
⑥学校給食での食育	給食センター
学校給食を通じて、食育を実践します。	

施策方針4 子どもの生きる力を育む教育環境づくり

家庭が子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、家庭の教育力の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長には家庭のみならず地域の人々との交流や体験活動も重要であることから、地域住民の子ども・子育てへの関心を喚起し、地域ぐるみで子どもを育てる意識と活動を推進します。

また、子どもの生きる力は集団生活の中で培われるものも多く、学校は、学力はもちろん、健やかな身体、思いやりや助け合いの心、マナーやモラルを身につけられる重要な場所です。しかし、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩みなどを抱える児童・生徒も多いことから、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努め、支援を必要とする子どもに対する適切な対応を図ります。

(1) 家庭教育の支援

項目と内容	担当課
①家庭教育学級	生涯学習課
親が家庭における教育の在り方などを学ぶために、小学校・中学校において開催します。	

(2) 地域の教育力の向上

項目と内容	担当課
①青少年相談員活動	生涯学習課
青少年の実態把握に努め、相談、助言、指導などの活動、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等を行います。	
②青少年を育むふるさと運動推進会議	生涯学習課
青少年育成運動の企画と運動展開、住民意識の高揚、青少年団体の育成、活動促進など必要な事業を行います。	
③子ども会活動の支援	生涯学習課
○子ども会指導者及び育成会の支援及び連絡調整を行います。 ○子ども会リーダー等の研修事業を行います。	
④図書館主催事業	生涯学習課
集会ホール、展示ロビー等を利用した各種展示会やコンサート等の開催、読み聞かせ、ライブラリー・ミニシアターなどの定期事業を行います。	

項目と内容	担当課
⑤スポーツ教室・スポーツ大会の開催	生涯学習課
○それぞれのライフステージに対応した各種教室を開催し、スポーツの楽しみや喜びを知る機会として、また、健康づくりの場として実施します。 ○地域住民の交流の場として各種スポーツ大会を開催します。	
⑥スポーツ少年団事業	生涯学習課
スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を行います。	

(3) 多様な体験学習の機会の充実

項目と内容	担当課
①地域子ども教室事業	生涯学習課
土曜日・日曜日を活用し、小学生及びその親を対象にさまざまな体験をする事業を行います。	
②ボランティア体験学習	社会福祉協議会
福祉教育と学校等の連携活動などを対象に、様々なボランティア体験学習を行います。	
③児童ふれあい交流事業	健康増進課 生涯学習課
中学生に対して、命の尊さについて学ぶための講話及び乳幼児の保育体験を行います。	
④高齢者と子どものふれあい事業	福祉課
高齢者の生きがいを高めるとともに児童等の健全育成を図るため、高齢者と児童等との世代交流活動を地域ぐるみで推進します。	
⑤自然体験活動推進事業	生涯学習課
自然・野外体験を通してたくましく生きる力、自立する力、助け合う心を育てる体験活動を推進します。[元気っ子体験村事業(愛らんどやちよ)]	
⑥芸術文化活動の振興育成事業	生涯学習課
地域の芸術文化活動の振興育成、ふるさと文化の保存・伝承(八千代ばやし)を行います。	

(4) 学校環境の充実

項目と内容	担当課
①スクールカウンセラー設置事業	学校教育課
小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒のカウンセリングを行います。	
②教育相談事業	学校教育課
児童生徒や保護者からの教育問題について相談を受けます。	
③教育支援センター	学校教育課
不登校など学校不適應傾向の児童生徒への適応指導、保護者への相談活動などを「教育支援センター」（けやきの家）で実施します。	
④学校評議員の設置	学校教育課
地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくため、学校や地域の実情等に応じ、校長が学校運営に関し参考意見を聞くことができる学校評議員を設置します。	
⑤学校施設の開放	生涯学習課
社会体育及び文化活動の普及並びに子どもの安全な遊び場の確保のため、学校開放管理指導員等のもとで小・中学校の施設を住民の利用に供します。（グラウンド、体育館）	

施策方針5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが安全にのびのびと活動でき、親が安心して子育てができるためには、防犯・防災も含めたより良い生活環境が求められます。そのため、公園や道路、施設等のハード面の維持・改善を図るとともに、行政や警察署等の関係機関の連携のもと、地域住民の協力を得ながら安全・安心なまちづくりの体制整備を推進します。

また、就労を続けたい母親が子育てを理由に退職することがなく、働きながらの子育てと母親同士の活動なども両立しうるような、男女ともに多様な生き方が選択できる地域社会づくりを推進します。

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

項目と内容	担当課
①公園整備事業	都市建設課
都市公園の遊具等の点検補修、街区公園等の整備を行います。	
②ユニバーサルデザインによるまちづくり	都市建設課
○公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化（トイレや段差の解消など計画的整備）を行います。 ○ベビーカー等でも安心して外出できる歩道空間、段差解消などの整備を行います。	
③子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	都市建設課 各施設管理課
乳幼児の子連れでも安心して楽しめる施設や公園などのトイレ等の整備を行います。	

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

項目と内容	担当課
①子どもを守る110番の家	学校教育課
通学路に設置される小・中学生の緊急避難場所の設置事業を推進します。	
②子ども対象の防犯教育	学校教育課
学校等における子どもを犯罪の被害から守る教育指導を行います。	
③防犯パトロール	消防交通課 学校教育課 生涯学習課
ボランティアによるパトロール活動を展開し、自主防犯活動の活性化と住民の防犯意識の高揚を図り、特に小・中学生の通学路を重点に実施します。	

項目と内容	担当課
④危機管理対策・防犯指導の推進	福祉課 学校教育課
認定こども園や幼稚園・保育所、小・中学校で「不審者進入時の危機管理マニュアル」等を作成し、年1回以上防犯訓練を実施します。	
⑤防犯灯・防犯カメラ・交通安全施設の整備	学校教育課 消防交通課 都市建設課
○夜間における犯罪の防止、児童生徒の安全を確保するため、防犯灯や防犯カメラ等の整備を行います。 ○ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を行います。	
⑥交通安全教育の実施と交通安全用具の支給	消防交通課
○認定こども園や幼稚園・保育所、小・中学校、高校等における交通安全教室の開催、教育活動全体を通じた交通安全教育を実施します。 ○小学1年生、中学1年生へ反射タスキを支給します。	
⑦交通安全母の会の活動推進	消防交通課
街頭立哨活動など、子ども、高齢者等の交通事故防止対策を通じて安全な地域づくりを推進します。	
⑧子どもの防災訓練・防災教育	学校教育課
災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を行います。	
⑨幼年消防クラブ	消防交通課
認定こども園等の幼児の消防クラブ活動を推進します。	
⑩通学路等の合同点検	学校教育課 福祉課 消防交通課 都市建設課
通学路や、幼稚園児等が日常的に移動する経路の危険箇所について、年1回、関係機関による合同点検を行います。	

(3) 仕事と生活が調和したまちづくりの推進

①「男女共同参画社会」の啓発・普及	まちづくり推進課
講演会・シンポジウムの実施、各種行事及び窓口等での啓発・普及を行います。	
②育児休業制度・短時間勤務制度の啓発・普及	産業振興課 福祉課
育児休業制度・短時間勤務制度等の啓発・普及を行います。	
③事業所内保育施設の整備促進	産業振興課 福祉課
事業所での保育施設の整備により、子育てと仕事の両立ができるよう、関係機関と連携して検討していきます。	
④再就職・再雇用制度の啓発・普及	産業振興課 福祉課
妊娠・出産・育児、介護等を理由に退職した人についての再雇用制度の啓発・普及を行います。	

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本町が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

そのため、本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、町のホームページ、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 教育・保育の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、従来の幼稚園・保育所の機能・設備等を併せ持つ教育・保育施設です。小学校就学前の子どもへの教育・保育と家庭等の子育て支援を一体的・総合的に提供できるため、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることができます。

本町においては、町内の幼稚園・保育所が、質の高い幼児教育カリキュラムや保育サービスの充実を目指し、認定こども園への移行に取り組んでおり、新制度が開始された平成27年度以降、町内においては3園の幼稚園が認定こども園に移行しました。

今後も、教育・保育の一層の質の向上を図るため、職員の研修等を実施するとともに、発達や学びの連続性を踏まえ、家庭はもちろん小学校等の関係機関との連携強化に努めます。さらに、保護者のニーズに応えられるサービス提供体制を目指し、適切な評価と改善を促進し、サービスの質の向上に努めます。

■教育・保育の質の向上に向けた取り組み

項目と内容	担当課
認定こども園の普及	福祉課
町内の幼稚園・保育所の認定こども園への移行を促進します。	
サービス評価制度の導入の促進	福祉課
サービス提供事業者や利用者以外の公正中立な立場の第三者評価機関によるサービス評価制度の導入の促進を検討します。	
幼稚園教諭・保育士研修の推進	福祉課
教育・保育サービスの質の向上のため、計画的な研修を推進します。	

(2) 産後の休暇及び育児休業後の保育等の利用支援

保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後の休暇や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、福祉課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の認定こども園、保育所等の円滑な利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

3 計画の進行管理

(1) 連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、すべての町民が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、本町の子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、それぞれの役割を果たすことが必要です。そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての町民を巻き込み、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

(2) 実績把握・評価・見直し

計画期間中は、福祉課が事務局となり、「八千代町子ども・子育て会議」、関係各課、町民や各種団体・関係機関などとの連携のもと、計画の進捗状況の把握・検証を重ね、必要に応じて取り組みの改善を図ります。5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ

